

全員協議会次第

令和3年6月10日
全員協議会室 9:30～

1. 開 会 (9:30)
郡司事務局長
2. 挨拶
小松議長
3. 協議事項
 - (1) スクールゾーン見直しの進捗状況について
 - (2) 意見書の調整について
4. 報告事項
 - (1) 議会運営委員会
5. その他
6. 閉 会 (14:45)
山口副議長

令和3年6月10日(木)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議員 久保健二
議員 吉村美津子
議員 桃園典子
議員 林善美
議員 落合信夫
議員 本名洋
議員 細谷光弘
議長 小松伸介

議員 鈴木淳
議員 内藤美佐子
議員 細田三恵
議員 菊地浩二
議員 増田磨美
議員 井田和宏
副議長 山口正史

欠席議員

なし

説明者

政策推進室 島田高志
自治安心課 前田早苗
道路交通課 田中美穂

政策推進室 南雲玲
自治安心課 芹澤利也

全員協議会に出席した事務局職員

事務局長 郡司道行
事務局記 山田亜矢子

事務局記 小林忠之
事務局記 有田有希

◎開会の宣告

○事務局長（郡司道行君） それでは、定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を開会いたします。
(午前 9時30分)

◎開会の挨拶

○事務局長（郡司道行君） 開会に当たりまして、小松議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（小松伸介君） 皆様、おはようございます。本日は、全員協議会ということで、早朝よりお集まりいただきまして、大変にありがとうございます。また、定例会中ということですがけれども、15日までということで、本当に最近暑い日が続いておりまして、体調を崩しやすい時期でもございます。皆様、どうぞご自愛いただきまして、最終日までよろしくをお願いいたします。

また、昨日は株式会社Aチーム様のラッピングトラックの出発式ということで参加をさせていただきました。皆様には直前になって大変申し訳なかったのですが、ご案内をさせていただきました。参加された議員の方もいらっしゃいました。本当に2月に包括連携協定を結ばれて、ラッピングトラック、全国を回るということで、三芳町が誇る富の川越いもと竹間沢の車人形がラッピングされたトラックが全国を走るということで、本当に町のPRにつながるなというふう思った次第でございます。これで三芳町を知るきっかけになればなというふうにも感じさせていただきました。本当にいいことだなというふうに思っております。

本日は、協議事項2点、スクールゾーンの見直しの進捗状況についてということと、意見書の調整についてということで皆様の慎重審議をお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○事務局長（郡司道行君） ありがとうございます。

◎スクールゾーン見直しの進捗状況について

○事務局長（郡司道行君） それでは、協議事項に移りたいと思います。

進行につきましては、議長、よろしくお願いいたします。

○議長（小松伸介君） それでは、協議事項のほうを進めさせていただきます。

その前に飲料水の持込みと飲用を許可したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、協議事項1つ目、スクールゾーン見直しの進捗状況についてということで、本日は政策推進室と自治安心課と道路交通課のほうにお越しをいただいております。お忙しい中、大変にありがとうございます。

では、説明のほうをお願いしたいのですが、どちらから。

自治安心課長、よろしくお願いいたします。

○自治安心課長（前田早苗君） 皆さん、おはようございます。本日お時間をいただきまして、ありがとうございます。スクールゾーンの見直しの進捗状況についてということで、ご報告になるとは思いますけれども、報告をさせていただきます。

平成元年度から継続して取り組んできました幹線5号線及び17号線のスクールゾーン規制の見直しにつきましては、アンケート結果のご報告を1度させていただいたと思っておりますけれども、それ以来となりますが、5月31日付東入間警察署へ幹線5号線及び幹線17号線におけるスクールゾーン廃止、規制解除の要望書を提出させていただいたところのご報告をさせていただきます。

3月の定例会で警察に書面の内容調整を実施中というようにお話をさせていただいたところでしたが、いろいろと警察と協議をしていく中で、4月以降の新体制になってから動きましようということになり、5月末の提出となりました。その間、町ではアンケートを取ったときにご協力をいただいた区長さん、関係区長さん、令和2年度の区長さん、令和3年度の区長さんへアンケート結果の報告会をさせていただいていたというようなこともございます。また、要望書には、一応廃止の時期の要望も記載させていただいておりましたので、その廃止の時期の要望につきましては、警察等とも話をし、学期の区切りというところが話がございましたので、本年度の2学期からということをや要望書には記載させていただきました。その時期がきちんと明確になったということで、学校長や校長会にも報告をさせていただきました。その後、今日の報告に至ったところでございます。

また、町では今後解除等の周知活動につきまして、保護者や地域住民、それから周辺企業の方々等にこれまでもご協力いただいていたけれども、これからはお願いしますだったりとか、子供たちへの安全教育とか、いろいろ考えているところではございますが、周知方法や時期につきましては、警察とよく協議を行いながら今後は実施をしていければというふうに思っているところでございます。

ご報告については以上でございます。

○議長（小松伸介君） よろしいでしょうか。

では、ただいまの報告に対しまして、何かご質問があればお受けしたいと思います。

本名議員。

○議員（本名 洋君） おはようございます。本名です。

ご説明ありがとうございました。今日そのスケジュールが示されたということで、ここにも記載されておりますアンケート、その結果に基づいて進めていくような形にはなっているのだと思っておりますけれども、昨年でしたよね、あのスクールゾーンが解除が一旦決まりながら、白紙とか、保留とか、言い方はありますけれども、とにかく一旦中止されたらと、解除が。やはりそこでは住民の皆さんの同意が必要であるという部分だったと思います。要するにアンケート結果をもって住民の皆さんの同意が取れたというふうな認識なのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） お答えいたします。

議会等々でも質問していただいておりますアンケート結果を基礎資料としながらというお話はさせていただいたところではございますが、やはりアンケート結果のアンケートの率というのですか、そういうのをやはり出させていただいたところでも、区長さん等からでもアンケート結果に示すとおりというようなことがやっぱり出てきます。そういう部分では、やはりある一定の同意が取れたのではないかとということの後押しとさせていただいたという感じですか、町としましては考えていることをアンケート結果によって後押しをしていただいたというようなイメージで思っておるところでございます。

以上です。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

後押しということなので、ですからそのアンケート結果や区長の皆さんへの報告で、これで終わりではないですよと、もうちょっと住民の皆さんに周知とか、理解していただくとか、そういった町としての対応もまだ必要であるというふうなお考えなのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） お答えいたします。

その解除云々と言うよりも、もう解除されるために皆さんに今後ご協力をいただく。子供たちはやっぱり守らなければいけない時間帯はございますので、その時間はできる限り通らないでくださいとか、そういうようなご協力をいただきたいというような内容の周知活動をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小松伸介君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

今日は説明ありがとうございます。何点かちょっとお伺いしたいこと、まず4月28日にこのアンケート調査報告を関係行政区長を対象に実施されておりますけれども、そのときにはどのような意見があったのか教えていただきたいと思えます。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） お答えいたします。

実際そのアンケート結果を皆さんにお配りしたのと同じようなアンケート結果を出させていただいたのですが、やはりアンケート結果を見ると、もうしょうがないなということではないのですが、何も言えないというようなご意見をいただいておりますので、特に反対のご意見とか、そういうご意見はほとんど出なかったというようなところで、またここが解除されることによってとか、19号線を車を通らなくすることによって、ほかのところが渋滞になるというような、その先のご意見をいただいたというようなところでございます。

以上です。

○議長（小松伸介君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

関係行政区区長さんなので、この近隣の区長さんたちのご意見ということは、住民代表のご意見ということで承っていいのかなというようにも思います。また、要望書を提出、入間県警に要望書を提出された後に、6月8日ですか、三芳小学校の校長先生と三芳中学校校長先生に進捗状況の報告をされております。要望書のほうではもう廃止をするという形での要望書提出をされたということなのですが、このときにその進捗状況ということで校長先生たちに説明をされと思うのですが、その中で子供たちを守るということで、ご意見があったのか、例えば廃止は困るというような意見があったのか、そういうところも教えていただきたいと思えます。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） お答えいたします。

報告の方法もこれまでこういうふうに来て、アンケートも取って、アンケート結果がこうだった。アンケート結果を基礎資料として町はこういうふうにかんがえました。要望書を提出いたしましたというような報告の仕方をしたのですけれども、アンケート結果の話をやっぱりすると、そのそれだけの方が賛成しているのであればと、地域の声なのだねというような声をいただいたというところもございませう。それから、歩道があればというような声をやっぱり校長先生の口からは私は聞いたところもございませう。

以上です。

○議長（小松伸介君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

私も長らく議員をやらせていただいておりますけれども、この地域、特に5号線の保育所の辺りの歩道がなかったときの子供たちのその通学時のときに、例えばランドセルに車が擦れたとか、傘を差すと車とぶつかるとか、そういうことがあったときのスクールゾーン認定なのです、ここは。だから、それが解消されたということで、大変よかったなというふうにかんがっておりますし、道路も本当はちょっと広くもなっておりますし、危険性は前回と比べると本当に大きく安全性が確保されたのだなというのはもう目に見えて分かっているところでもありますので、廃止については私自身は異論はないところです。

6月9日に今度は校長会ということで、進捗状況を報告されております。この校長会といいますと、この全校ということになるのでしょうかけれども、そこでの何かご意見等があったのかどうかお伺いしたいです。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） 校長会のほう私のほうで出席させていただいて、説明させていただいたところもございませうが、ご指摘のとおり全校の校長先生が集まっております。ご報告をしたところ、特にご質問等もなく終わったという、報告が終わったという形もございませう。

以上です。

○議長（小松伸介君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。おはようございませう。

まず、8月25日、2学期開始、スクールゾーン見直し（廃止）実施予定というふうにかんがえ、まだ先のことから予定なのですけれども、これは予定なのか。でも、実際は決定というふうにかんがえられるのですけれども、その辺はどのように捉えているかお伺いします。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） 町のほうではこの時期にということで要望を出させていただいたところもございませう。あとは決定については警察のほうで許認可をしていきますので、私どものほうではそこを決定というふうにかんがうわけにはいかないというところもございませうので、このような記載の方法にさせていただいたというところもございませう。

○議長（小松伸介君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

警察のほうでは大体いつ頃決定か、またはどのようにするか、その時期というのはいつ頃を捉えていますか。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） お答えいたします。

はっきりした時期等に関しましては、警察のほうからはまだ聞いておりませんので、いつというところは分かりません。

以上です。

○議長（小松伸介君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 担当課としては、8月25日のところで開始というふうになっているのですから、そこをめぐりに動かれるのではないかと思いますけれども、それ警察任せではなくて、町のほうもそういった状況をどのように聞いていくのか、いつ頃聞いていくつもりなのか。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） お答えいたします。

先ほどお話ししました今後解除に向けて周知活動をいろいろやっていく中で、やはり効果的な時期等もございまして、そういうことをやる時、度々に警察とは協議をしていきますので、その中で、どの時期にという話は出てくると思いますので、随時警察とは情報共有しながらそういう状況は聞いていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小松伸介君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

新しい路線が11月からという話がありますよね。これは、政策推進室長ですけれども、川越街道を歩いて、それでみずほ台の駅へ行くという新しい路線がありますけれども、当初の計画どおり、今年の11月、路線を運行するという、そういった計画で進めているのかどうかお伺いします。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 島田です。お答えいたします。

今年度の始まったときの計画どおり、一応11月を目途に新路線のスタートを開始したいというふうを考えて予定で進めております。

以上です。

○議長（小松伸介君） ほかに。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

7月の交通量の調査を2回するということなのですが、途中から夏休みになると思うのですが、予定としてはいつ頃2回されるのかお聞きしたいと思います。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） お答えいたします。

これ実は1回もう既に行っておりますので、その結果、それから7月は夏休みに入る前、子供たちがまだスクールゾーンがかかっているときにやります。2回目ということなので、7月で2回ということではなくて、そこでは7月1回やるということでございます。学期、子供たちが通学しているまだスクールゾーンが

かかっているときの数値として持っておきたいというところがございます。解除された暁には、もう一度解除されたときにどうなったかというような検証のためにもう一度やるというようなことをお示しさせていただいております。

以上です。

○議長（小松伸介君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

自分のほうも前、一般質問するときに、10日間ぐらい、10分間隔で調査したのですが、地点的にはどこを、入り口とか出口とか、19号の丁字路とか、何か所ぐらいやられたのか聞きたいのですが。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） お答えいたします。

ここを19号の車の量を測りたいというところがございますので、254の交差点から曲がってくる車、真っすぐ来る車、右折する車、左折する車というところを見ます。また、丁字路、19号と5号線の丁字路のところに入る車、出る車、右折する車、左折する車というところで測りましたので、その数値の裏づけのために、また同じように測りたいと思っております。

以上です。

○議長（小松伸介君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

そうすると単純にまた1時間当たりの交通量という形でやっているということでもいいのですか。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） お答えいたします。

朝の7時から夜の7時までの12時間の交通量を測ろうと思っております。

以上です。

○議長（小松伸介君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

10月の19号線の交通量の変化について調べるとなっておりますけれども、そのスクールゾーンが解除された場合に、その後にその2学期になってから、19号線に対して何かしてから調査するのか、特に何も対応しないまま調査するということなのか、その調査をしてからこちらを例えばスクールゾーンに申請するとか、そういったお伺いがあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） お答えいたします。

特にハード的な部分では何もせずに、交通量の変化を見たいと思っているところではございますが、ちょうど交通安全運動週間等に入りましたところでは、通学路であるというような、ソフト的な啓発活動は実施していくところでございます。

以上です。

○議長（小松伸介君） よろしいでしょうか。

ほかに。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。ご説明ありがとうございました。

先ほどに7月、あと10月もこのスクールゾーン見直しの後の調査ということで、また交通量の調査を行われるように記載がございますけれども、これは交通量を調査した上で、ああ、やはりスクールゾーンにこの19号をしなくても大丈夫というような選択肢が生まれることもあるということでしょうか。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） お答えいたします。

ないとは言えない。19号をスクールゾーン化を目指すというふうにしていますので、その材料としては必要なことだということがございますので、前からお話ししている順番に順序立ててスクールゾーンというのはかけなければいけないので、そのための基礎資料という言葉になってしまいますけれども、参考資料としたいということがございますので、ないとは言えないというお答えにはなってしまいますけれども、そういうところがございます。

○議長（小松伸介君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

承知いたしました。時期的なところが少し気になるのですが、19号沿いにお住まいの住民の方から、5号線を解除するに当たって、やっぱり子供たちの安全確保のためには、ここはなくなるけれども、でもこっちでキープできるのだよというこの代替案ではないのですけれども、それが一番希望的なのは同時にチェンジになるのがありがたいというようなお声をちょっとの間伺ったのです。そういうことはなかなかこういう段階を踏んで、きちんとした調査を経てということなので、難しいのはよく分かるのですが、おおよそいつぐらいまでの中でこの結論を出していく方向で計画されているのかお伺いいたします。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） お答えいたします。

スクールゾーンのほうをかけていくというのですか、規制のほうを求めていくというところは、教育委員会、学校等の主体性もやっぱり必要になってきますので、ちょっといつの段階というのは言えないかなというところではございますけれども、順次きちんとそれは情報提供しながら進めていく、検討していく必要はあると思っております。

○議長（小松伸介君） 久保議員。

○議員（久保健二君） 久保です。

すみません。今、いろいろとお話を聞いていて、私もこのスクールゾーンに関しては大分去年もいろいろな場に行かせていただいたりして、まず結構動かしてはいただいたのですが、今お話を聞いていて、大分またちょっとやり方的に強引なのかなという気がしてお聞きしていました。

まず、今、各議員からいろんな質問が出ていたので、ちょっとポイントを絞ってお聞きできればなと思うのですが、まず昨年白紙に3月の時点でなった後に、前田課長のほうから5号線を先に解除して、19号線をその後規制かける、5号線を解除した状況を見て、19号線をどうするかということになると、後から5号線をもう一回やっぱり危ないからスクールゾーンに戻しましょうということは不可能なので、同時進行を心がけるというようなご答弁いただいていたかと思うのですが、ちょっと今日その話を聞いても、この今頂

いている資料を見ても、そういう話がまたなくなってしまうのかなと思うのですが、それでこのやり方で果たして大丈夫なのですか。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） 確かにそのようなお話もした記憶は、記憶というか、お話しはしているところではございますけれども、やはり19号の流れを見なければ、スクールゾーンはできないというのが警察の考えでございます。なので、そこの流れを取りあえず早く変更して、19号に走っている車の数を減らすというのが今、喫緊の問題だと思っておりますので、そういう形になりました。

以上です。

○議長（小松伸介君） 久保議員。

○議員（久保健二君） それは流れを見るのは、警察に私もお伺いした際にはお聞きはしているのですけれども、ただ警察の方にも申し上げたのですけれども、流れを見て、それで仮にこの状況ではどうにもならないから、やっぱりスクールゾーンが必要だったねと言っても、もう取り返しつかないのです。それで、昨年一般質問等も通じてこのようなお話をさせていただいていたのですけれども、仮にですけれども、これ見た感じですが、この後、指導員さんとかにも周知をするというお話ですが、指導員さんとか、現場に携わっている人に実際この解除に向けてもう町は動いているわけですが、そういった現場を毎日見ている方たちに状況等って確認されていますか。実際にスクールゾーンを解除して大丈夫かどうかというお話って、これ聞いていますか。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） お答えいたします。

直接交通指導員さんにそのような聞き方の話はしたことはございません。

以上です。

○議長（小松伸介君） 久保議員。

○議員（久保健二君） ですよ。聞かれていないというお話を3人、この区間に関しては3人の指導員さんいらっしゃると思うのですけれども、聞いていただければ分かるのですけれども、とてもではないけれども、今の状況でも、今、丁字路のところ信号がないので、3人、保護者の方合わせると3人ないし4人の方が朝立哨されているのですけれども、それでも車が三方から来ると、正直どこを通していいか分からないような状況のときがあるのです。そういった状況というのを、これ質問でも再三お話ししているのですけれども、警察の方もそうですし、状況把握ができていないのに、このような判断が何でできるのかなというふうにずっと思っているのですけれども、今回もまた指導員さんにもお話しお伺いしていないで、このようなことでも解除に向けて進めてしまっているというところで、19号線の規制が同時にこれかかるのであれば、また対処の方法ってあると思うのですけれども、様子を見て19号線の規制をするかしないかを決めていくということになると、今、先ほどからお話ししているように、解除して大変なことになって、結局取り返しのつかないことになった場合に、どのような対応をされるのかなというふうに心配しているのですけれども、その辺どうお考えでしょうか。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） お答えいたします。

まずは、19号線の安全ということでございますので、解除してみても、その議員さんからもご指摘あったとおり、子供たちの通学路の部分、大勢の子が走っている部分もございますので、その通学路の変更等に関しても学校のほうと話をしていくというようなことでございます。

以上です。

○議長（小松伸介君） 久保議員。

○議員（久保健二君） 学校と話していただくのは全然、どんどんしていただきたいと思うのですが、19号線の安全を考えた場合、5号線の解除って普通あり得ないと思うのです。状況が分かれば、何で19号線の安全を考えて、5号線を解除するのかなというふうにするのですけれども、そこら辺、どういう協議の上で、警察のほうには要望書上げたのか分からないのですけれども、5号線を解除して、何で19号線が安全の確保が取れるのかというのが分からないのですけれども、そこをご説明していただければよろしいですか。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） お答えいたします。

19号線の通過車両を少なくして、5号線に抜ける車を少なくするというところで進めているところでございます。

○議長（小松伸介君） 久保議員。

○議員（久保健二君） すみません。それ19号線が規制なりなんなりかかったときの話をとおっしゃっていますよね。今はまだやるかどうか分からないわけですよね。そうすると5号線を解除して数か月、これ交通量調査10月以降となっていますけれども、いつやるか分からないという予定だと思っておりますが、その間も学校には通うわけですよね。その場合に、交通量って減らないですよね。19号線逆に増えると思うのですけれども、その辺もこれ考慮された上でのあれですか、計画なのでしょうかね。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） お答えいたします。

17号を解除することにより、19号線を走っている車を17号に回すというようなことから始まっている話でございますので、やってみなければ分からないというところで、やりたいということをお話ししているところでございます。

○議長（小松伸介君） 久保議員。

○議員（久保健二君） 17号線は分かるのですけれども、今まで5号線って両翼で止めているわけですよね。それがスクールゾーン解除されると、今まで止めていた車というのが全部7時半から8時半の間も抜けていくわけではないですか。そうすると、おのずと駅に送り迎えの方が今までそこはモラル的な問題にはなるかと思うのですけれども、自粛していた方も5号線を通して19号線を抜けて駅に送り迎えするという車も出てくると思うのです。そうすると、今後規制がかかればまた別ですけれども、それまでの間、例えばこれが規制がかからなくなったときというのは、交通量というのは自然とこれ増えると思うのですけれども、それ減るとは言い切れないのかなというふうに思いますけれども。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） すみません。減るとは言い切れないけれども、増えるとも言い切れないと

思うところがございまして、やはりそれを見なければ、もう19号ができないというところでございまして、解除のほうの話を進めているところでございます。

以上です。

○議長（小松伸介君） 久保議員。

○議員（久保健二君） たらねばで言われたら、もう今日はちょっとこれ以上言ってもしょうがないかなと思うのだけれども、ただ、これ増えた場合、ではどうしますか。19号線も私は警察にお伺いしたとき、私一人ではないですけれども、同時進行も無理だとは言われていないです。という話も警察からもお伺いしていますし、であれば5号線を解除に向けて進めながら、19号線の規制も同時に進めていくというお話で今まで提案もしてきましたし、その提案というのが私個人の考えではなくて、これちょっとでは話変えますけれども、警察のほう、これ19号線の規制に関しては、今どのようなお話をお聞きしていますか、警察からは。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） もうずっとお話ししてきたとおり、19号線の流れを見てということでございますので、解除をして、19号の流れを見てというふうな話の進め方になっております。

○議長（小松伸介君） 久保議員。

○議員（久保健二君） では、スクールゾーンの規制をかけてもらえるとか、ほかの規制っていろいろありますけれども、というのは警察のほうからはある程度確約はもらえている話ではまだないということですか。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） お答えいたします。

当初からお話ししているとおり、手順があるよと言われております。きちんと流れを見て、安全対策をして、それからスクールゾーンではなくて、通学路の変更等も検討をして、それでも駄目なら規制だよというふうにお話をされておりますので、その手順に従ってやっていきたいというふうに思っております。

○議長（小松伸介君） 久保議員。

○議員（久保健二君） 手順に従うのはいいのですけれども、手順に従って大丈夫なのかなというのが現場に携わっている人間の意見かと思えます。

それで、これ白紙になってから1年間たって、先ほども課長のほうからも答弁ありましたけれども、実際に何をしたかと、これアンケートしかしていないのです。そのアンケートもそれも何度か申し上げたかと思うのですけれども、対象者というのが、現場の状況も分かっていない人にもアンケートを取っているのです、そうすると賛成者が何人というのは妥当性というのは正直ないのかなという気もいたしますし、やはり何でこれ指導員さんとか、あと行政区長さんも私もお話お伺いしていますけれども、正直なところ、スクールゾーンの解除に対して前向きにもうしていいよというお話というのは、今の今も聞いてはおりません、正直なところ。ライフバスが絡んでいるのではないのとか、いろいろなお話は、それはもう個人的な意見なので、ここではあれですけれども、ただ何でその地域の人とか、現場を一番分かっている人がまだきちんとした同意を得られないような状況でありながら、このような進め方をしてしまうのかなというふうに思うのですけれども、一度昨年3月にやっぱりああいう状況であったわけですから、そこはやっぱり慎重になって考えて、ある程度やっぱり地域の人とか、関係している方の納得いくようなやり方でこれ進めていただかないと、これは後々またしこり残るのではないのかなというふうに思いますけれども、その辺どうお考えでしょうか。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） お答えいたします。

その関係のない方とおっしゃられましても、小学校、中学校の親御さんがいる行政区にアンケートを取らせていただいたというところはございますので、皆さんにきちんと周知をしたというふうには捉えているところでございます。

○議長（小松伸介君） 久保議員。

○議員（久保健二君） これアンケートを基礎資料として取り扱うというお話は聞いていましたけれども、これ根本がもうアンケートだけを頼りに警察に要望出したような形になってしまっていますよね。その中には、賛成者の中にはここを整備してくれたら賛成でも大丈夫というか、解除してもいいのではないかとかという意見もあったと思うのですが、そういうハード面の整備というのが全くこれは行われていなくて、ただ単に賛成というところだけを取り上げて要望を出されているというところにちょっとこれ疑問感じるのですけれども、なぜこのような強引な何か歩道ができたからといって、警察もこれ県警の方もおっしゃっていましたけれども、歩道ができたからといって、既存でスクールゾーンの設置してあるものが取れという指導というのは国もしていないし、警察のほうもしていないというお話なのです。それが何で歩道ができたからといって子供の安全をわざわざ犠牲にするような解除をしなければいけないのかなと、置いておくものは置いておいていいのかなという気はするのですけれども、これは先ほど課長のほうからもお話あったように、地域の人が協力をお願いするということにつながって、7時半から8時でも、8時半でもいいですけれども、スクールゾーンの時間帯は、ここを交通をなるべく自粛してくださいとか、通らないでくださいというお話で協力を募ればいいのかというふうに思うのですけれども、それがなぜできないのですか。

○議長（小松伸介君） 道路交通課長。

○道路交通課長（田中美徳君） ちょっとハード面の話で今、久保議員のお話で何もしていないと言われるとちょっとがっかりなところがありまして、やっぱり歩道があれば、内藤議員も意見をいただいたところではございますけれども、安全はもう確保できているというふうに思いますので、ぜひご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小松伸介君） 久保議員。

○議員（久保健二君） すみません。ハード面というのが違います。いろいろアンケートの中にも例えばですけれども、区長さんからもお話多分いただいていると思うのですが、丁字路部分の幅員が狭いから、そこをもうちょっと広くしてほしいだとかというところの意見が賛成の中にもあったと思うのです。だけれども、そのその部分というのが結局全然今整備されていないではないですか。去年、これは去年3月以降の話です。白紙になった後の話を今させていただいているのですけれども、そういったところのやはりここをどうにかしてくれれば、スクールゾーン解除しても大丈夫なのではないですかという意見がありながら、そこには全然これ触れてもいないですし、整備のほうも行われていないのに、そこを改善もせずに、このようにまた3月以前の状況と同じような状況でありながら、またスクールゾーン解除に向けて進めてしまっているというところはなぜなのかなというふうに思うのですけれども。

○議長（小松伸介君） 道路交通課長。

○道路交通課長（田中美徳君） 丁字路の計画線になっていないことを久保議員がおっしゃっているのかなというふうに……

〔「違う。私の意見じゃなくて」と呼ぶ者あり〕

○道路交通課長（田中美徳君） ああ、ではその住民の方の意見というお話ですけれども、警察のほうはあくまでもそこが計画どおりの線にならなくても、子供の歩道の安全は確保できているというふうな判断をいただいていますので、その辺は安全は私は取れているというふうに考えています。

以上です。

○議長（小松伸介君） 久保議員。

○議員（久保健二君） あまり私だけ質問してもあれなので、最後にしますけれども、いや、もともとの計画どおりに進んでいないから、この話がどうこうとか、地域の人がそこをもうちょっとどうにかしろと言っている話ではないのです。出来上がったところの出来上がった現場を見て、今のままでは、指導員さんもそうですけれども、車の出し入れもそうなのですけれども、できていないのですよ、道幅が狭過ぎて。それはそこに立っている人間しか分からないことなので、今、交通が要するに妨げになってしまっている部分をどうにか改善をした上であればいいという話がアンケートでも出ていたと思うのですけれども、そこをなぜせずにそのまま進めてしまっているのですかというお話をしているのですけれども。これ当初の計画とずれているからどうこうという話をしているわけではないです。言っている意味分からないですか。例えば19号線から、5号線から駅のほうに向かう車がいるとします。19号線、駅のほうから逆に19号線から5号線に出る車が来たときに、三方とか二方から車が重なってしまったときに、どちらからも出して、あの手前で自主的に止まってくれている車は全然問題ないのですけれども、知らない人が来たときに、お互い突っ込んだときにどうにもならない状況というのが今でも起こっているのです。子供たちが通学時間帯にそれが起きてしまうと、指導員さんの手でも指導し切れないというお話が今実際出ているので、その辺を改善せずになぜ進めてしまっているのですかというお話をしているのですけれども。何でこれ指導員さんにお話をまずお伺いしていないのですか。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） 交通指導員を担当している自治安心課からお話しさせていただきますが、そういう危ないときになったら、まず子供を止めるのが第一ということになりますので、確かに横断歩道を優先的に歩かせなければいけないというのはあると思いますけれども、やっぱり子供の安全を考えたら、指導員はそこでは子供を止めていただくというようなことに話をしておりますので、それはやはり先ほど議員がおっしゃったとおり、今度マナー、モラル、車を運転する人のモラルにもなってくると思いますので、運転者のほうの交通安全意識の啓発に努めなければいけないと思っております。

○議長（小松伸介君） 久保議員。

○議員（久保健二君） はい、分かりました。言っていることは全然分かるのですよ、もう前々から。なのですけれども、スクールゾーン、これからつけてくれというお話ではないのです。ついているのです。ついているものをなぜ外さなければいけないのだという話をしているのです。歩道ができたからといってつけていてもいいわけです。外さなければいけないということはないのです。ただ、それを何で子供の安全、子供の安全と言う割には外す方向で考えているというのはなぜなのかという話なのです。子供の安全を考え

たら、そのままつけておくのが一番いいのです。

〔「5号線でしょう」と呼ぶ者あり〕

○議員（久保健二君） そう、5号線。それを何で外すのですかという話をもう前からずっとお話をしているだけで、外す理由がなければつけておけばいいではないですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議員（久保健二君） 子供の安全考えたら絶対つけておいたほうがいいですよ、外す必要ないのですから。マナーがどうのこうのも関係ないのです。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） この問題には必ずバスの問題がちょっと絡んできてしまうので、そこがまず1つの問題になっていると思います。17号につきましては、もう現在も走っているという話でございますので、そこを解消したいというところがあるのです。あと、5号線につきましても、新路線で走ることによってバスの地域の利便性を確保するというようなイメージで5号線のほうも走るということで、スクールゾーンの解除のほうを行っていきたいというふうに思っているのも一つだと思います。

以上です。

○議長（小松伸介君） 久保議員。

○議員（久保健二君） すみません。最後、最後と言いながらすみません。

これもちょっと質問で1回、私も事前に確認をさせていただいており、質問の場で意見というか、お話しさせていただいたことあるのですけれども、国土交通省では何が何でもスクールゾーンだからといって、公共交通通さないというお話はされていないですし、実際に通している自治体もあるというふうに、これも一般質問でお話しさせていただいたと思いますが、まずバスを通したいからというのが理由に入っているのであれば、これはバス会社と、あと国土交通省でお話をして、今の状況でもバスが通れるかどうかというのをまずするべきではないのですか。それを子供の安全犠牲にして、一番手っ取り早いではないのですけれども、警察と協議ができるスクールゾーンの解除というのばかり前提で進めるのではなくて、まずそちらの話をすべきなのではないのかなと思うのですけれども、そういった協議って、これバス会社と国土交通省交えてされたことってありますか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 島田です。お答えいたします。

その話合いについては行ったことはありません。基本的には警察とバス会社の話になります。

以上です。

○議長（小松伸介君） 久保議員。

○議員（久保健二君） はい、分かりました。

では、警察とバス会社の話であれば、何でこれ町が今入っているのですか。私もそれ存じ上げた上で、バスの運行というのは警察と、あと運行管理者である東入間警察と、あとその許可を出す、認可を出す国土交通省との話合いが普通だと思うのですが、それを何でバスを通す、通さないの話に町が携わってしまっているのですか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

17号線につきましては、当初どうなっているのだという話も町にも問合せが来て、通常はバス会社と警察で話をするはずなのですが、町に要望が来て、そこから一応うちのほうも携わっているという形になっています。

以上です。

○議長（小松伸介君） 久保議員。

○議員（久保健二君） 今、私聞いたのは、室長のほうからバス会社と警察が話すべき話だというお話があったので、このような聞き方をしてしまいましたけれども、ただ、やはり私もバスが通らなくなると困る方がいるのは分かっているのです。あの辺、朝もそうですし、日中もあの辺通りますから、そしてバス停に並んでいれば、やっぱりバス利用者もいることも分かっています。なので、バスが通らなくなると、それは困るのですけれども、ただ、やはり子供の犠牲とか、そういうのがやっぱり5号線のスクールゾーンの解除となると出てくるわけですから、一番やはり先にバス会社と、それと国土交通省で何とか今の、今はもう既存で走っていれば国土交通省もそれでリスクとか、危険が及ばなければ許可は出しますよという話されているのです。

国土交通省のほうも逆にバスが大きくなったり、今の状況よりも悪化するのであれば、許可を出さない場合もあるけれども、今のバスが大きくなることってないですかと、逆に聞かれたのですけれども、それは今のところないと、予定ではないと思いますというお話をしたら、それであれば一度話をして、逆に持ってきてもらったほうがいいのかもしいないぐらいの話もされていますし、何でそこをせずにスクールゾーンを解除という話で進めてしまうのかなと思って、それは去年からちょっとこれ継続して、いつか今落ち着いていたのであれだったのですけれども、またこのような話が出てきたので、言わせていただきましたけれども、もうちょっと子供の安全、安全と言うのであれば、現場を知っている人間と、あと解除する東入間警察の方にもこれこの話が出てきてから一度も現場に来ていないです。何でそのような状況が分かっている人が解除する、しないの決定をできるのかなというふうになんかちょっとそこも疑問に感じているので、もう少し警察にもであれば現場の状況を確認してもらいなりなんなりしてからこういう話って進めていただければなと思いますけれども、最後にします。どう思いますか。

○議長（小松伸介君） 答弁どうでしょうか。

自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） 警察のほうは一定の安全は確保されているというところを認識されていると思いますので、お話をしてみてもということだと思います。

○議長（小松伸介君） 久保議員。

○議員（久保健二君） 警察が一定の安全を、何ですか、一定の安全を何と言った、今。

○議長（小松伸介君） 確保して。

○議員（久保健二君） 確保しているという認識がなぜ出てくるのかが分かりません。それって去年の2月、3月にあったように、町の言っていることを警察がただ聞いているだけで、状況を全然知らないですよ、警察も。それなのに警察に言っても無理だと思うというか、仕方ないと思いますとは言うけれども、そ

れ警察に逆にその現場を見てもらわないで、このようにスクールゾーンの解除に踏み切ってしまうって大丈夫なのですか。というか、何をやるにもそうだと思うのですけれども、現場の状況って誰も確認せずに進めてしまうのですか、こうやって。

○議長（小松伸介君） 道路交通課長。

○道路交通課長（田中美徳君） 田中です。

今、何回も同じことを言うようで申し訳ございませんが、歩道はできているということで、警察もそこは確認をして分かっている。歩道があれば、もう安全である。ただ、久保議員が言うように、歩道があるのに危ないというのは、逆にどうしてそういうふうにはっきり言えるのだから、私にはちょっと分からないところがあるのですけれども。

○議長（小松伸介君） 久保議員。

○議員（久保健二君） 歩道があるから危ないと言っていないです。ただ、実際にではこれちょっとこんな場で言っているのか分からないのですけれども、17号線歩道があるけれども、子供とトラックの接触事故起きていますよね。絶対はないのです。絶対はないのです。警察が歩道がついていることで安全の確保が取れていると認識してくれていると言うけれども、警察何で歩道がついただけのお話しか言っていないのに、安全だというふうに認識できるのですか、警察が。だって、現場を見に来ていないではないですか、実際。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） すみません。自治安心課です。

今のその子供のことはトラックの接触のお話なのですけれども、たしか子供がちょっとふざけて出てしまったということがあったと思いますので、歩道があって、普通に歩いていてということではなかったと思いますので、その認識はお願いいたします。

○議長（小松伸介君） 久保議員。

○議員（久保健二君） それは全部知っています。お話も聞いていますし、現場に携わった方にもお話聞いていますから分かっているのですけれども、そのようなことが起きるのです。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議員（久保健二君） それで、では何でスクールゾーンは解除するのですか。解除しないでおけば車が来ない。通行、その時間帯は子供たちの安全の確保、備えというのは幾らあってもいいと思うのです。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） すみません。今のちょっとお話、もう言った、言わないとか、丁々発止にはなってしまうと思うのですが、登下校時間中のスクールゾーンの時間ではなかったと思うのです。なので、それを全部をそういうふうになると、全ての道路がスクールゾーンになってしまうというふうに思うのですけれども。

○議長（小松伸介君） 久保議員。

○議員（久保健二君） はい、分かりました。

下校時とか、通学時とか、そういう話をしているのではなくて、歩道がついていても、縁石を乗り越えて車道に出てしまう子供というのも、これちゃんとした指導ができていればいいです。ただ、できていないからそういうことが下校時でも起きているわけではないのですか。それをもうそれは仕方ないです済む話なの

ですか、これ。これ、では通学途中にそういうことが起きないとも限らないわけではないですか。であればスクールゾーンに今なっているのだから、それを解除する必要というのは、幾ら歩道がついたからといって、これ警察も確認されている、町も確認されていると思いますけれども、スクールゾーンができたからといって、既存のスクールゾーン、歩道がついたからって外せということは警察からも言いませんということはもちろんおっしゃっていると思うのです。それであれば、何でその箇所のその場所だけ歩道がついたからスクールゾーンを解除しなければいけないのかというのが、実際町内にもほかにもあるではないですか。そっちは今のところ外す予定がないと。何でかという学校があるからだと言うけれども、実際5号線も保育所もありますよね。そう考えると外す必要ってあるのかなというのと、逆に外すべきではないのではないかなというふうに思うのですけれども、そこまで、いいのです。町の考えがそうであれば、それはそれでもうここまで議論しても、そういうお答えしか返ってこないのでもいいのですけれども、何か聞いていると、子供の安全よりもバスを通すほうを優先しているのかなというふうにしか取れないのですが、それでよろしいですか。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） お答えいたします。

スクールゾーン解除のほうの話でいけば、子供の安全よりバスではございません。19号線の安全対策のために解除をするということでございます。

以上です。

○議長（小松伸介君） 久保議員。

○議員（久保健二君） 19号線の確約は取れていないのですよね。5号線を解除したからといって、19号線規制かけてもらえるという約束もしていないわけですよ、まだ警察とは。

あともう一つ聞きたいのが、前から前田課長おっしゃっていると思うのですけれども、小学校の学区区とか、その圏内からあれ500メートルでしたっけ、300メートルでしたっけ、の圏内に入っていないと、今スクールゾーンの設置というのはなかなか文科省からのほうもそうですけれども、設置の基準に入っていないと思うのですよ、対象の地域に。それでもあの地域というのはスクールゾーンにできるのですか。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） お答えいたします。

確約は取れていませんけれども、スクールゾーン化を目指したいというところで駄目だよとは言われておりませんので、スクールゾーン化を目指すという話では進んでいるところでございます。

○議長（小松伸介君） 久保議員。

○議員（久保健二君） これは、私個人の意見ですけれども、このように、このスケジュールどおり進めていくのであれば、やはりその辺はきちんと警察にある程度の確約はもちろんもらえないとは思いますが、解除して、状況を鑑みた上で、やっぱり必要であれば規制というのはどのような規制がかけられるのか、スクールゾーンでなければ、ほかの規制でも構わないのですけれども、ほかにどのような規制があるのかとか、そういう協議というのは最低限これはしておくべきだと思うのです。これは、8月25日解除が決定して、実施してから話す話ではないと思います。もう今の時点でこれしていてもおかしくない協議だと思いますので、それをこの予定からすると、そこからですよ、これ。交通量調査をして、実際に交通量が増えました。ではどうしますかというような話で進められるのかなというふうにとれるのですけれども、そうではないので

すか。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） 19号スクールゾーン化というのは、もともと目指していますという話は警察のほうにはしておりますので、そのための交通量調査でもございます。その先駆けとしてやっていくということでございますので、19号を何もしないということではございませんので、話も進んでいるというふうに認識はしております。

以上です。

○議長（小松伸介君） 林議員。

○議員（林 善美君） すみません。林です。

私は、この朝の時間帯はこの場所はちょっと見たことないのですけれども、帰りの時間帯は通ったりするので、下校の様子は見たことがあって、結構時間によってはすごくたくさんの子供たちが帰ってくる時間もあるって、ちょっと危ないなと思うこともあります。これ8月25日の2学期の子供の立場に立ってみると、解除が25日となっているので、2学期になって、始業式で行くときにもう解除されているとなると、長い休みの後に解除になるので、今まで通っていなかった車を見ながら通学することになると思うのです。多分子供たちも最初はびっくりしながらも通学すると思うのですけれども、この周知、チラシ配布となっているのですけれども、子供たちがそれを知るのはいつ頃、いつ頃というか、どのような形で知ることになるのかお伺いしたいと思います。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） お答えします。

ちょっと警察からの解除の時期のお話をいただいてからになると思うのですけれども、保護者とか、お子さんにはできる限り早く、解除されるのだ。例えば夏休みにお母さんと一緒に歩いてもらうとか、そういうようなことの声かけをしていけばいいなというふうには思っているところです。

以上です。

○議長（小松伸介君） 林議員。

○議員（林 善美君） そうですね。なるべく早めに伝えていただきたいなと思います。

それに関連して、しっかり見守りも今まで以上に行わなければいけないのかな。特に最初のころはその交通指導員の方たちだけではなくて、しっかり見守りをしなければいけないと思うのですけれども、その準備というのはされているのかお伺いいたします。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） お答えいたします。

交通指導員、スクールガード等のボランティアに対しという言葉も書かせていただいておりますけれども、そこの方々等にも学校の校長先生を通じながら、見守りのほうをお願いしますということを進めていこうと思っております。

以上です。

○議長（小松伸介君） よろしいですか。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

先ほどからの説明だと、5号線、17号線のほうは歩道がついたから安全確保されているということなので、では歩道もない、グリーンベルトありますが、歩道もない、19号線についてちょっとお聞きしたいのですけれども、解除してから交通量の変化を見てスクールゾーンも検討ということですが、私の認識では5号線、17号線の解除と同時進行で19号線の対策を打っているものかと思ったのです。要望も以前からP T A、学校から安全対策をしてくれという要望出ていたと思うのですが、町のほうも調べたところ、1時間で250台程度の通過車両があるということですよ。これは、この台数、また歩道がないという今の状況では、スクールゾーン設定に向けては動けないということなのではないでしょうか。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） お答えいたします。

やはりコの字で規制をするのではなくてというところが大前提にありますので、解除して、その19号の流れを見ないと動けないというところでございます。

○議長（小松伸介君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） では、例えば交通量調査もしたので、解除と同時に設定という、それが同時進行かなと思ったのですが、そういうことはテクニカル的にできないということですね。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） テクニカル的にも今はできないというところでございます。

以上です。

○議長（小松伸介君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 19号線については、19号線流入車両を解除することによって、5号線、17号線に流して、交通量を減らしたいということですが、ではこれが減ったとすると、減って250台程度が例えば150台程度になった場合は、スクールゾーンを設定するという根拠が逆に失われてしまうと思うのですが、そういった場合は設定しないということでしょうか。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） お答えいたします。

状況も見ながらという言葉は適切ではないと思うのですけれども、やっぱり減った、でも、まだ危ないかということもあると思います。それから、そのスクールゾーン化目指すときには、周辺住民の方の同意が必要になりますので、そちらの周辺住民の同意も取らなければいけないというところでございますので、順序立てて粛々とやらなければいけないなというところでございますので、今はちょっとすぐには動けないというところでございます。

○議長（小松伸介君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 周辺住民の同意ということ、もちろんそれは必要ですが、先ほど解除に当たって、町内でアンケートを取ったと。それも、その結果も後押しになっているということでしたが、そのアンケート結果見ると、ほぼ同数、むしろやや多いぐらいの方が19号線のスクールゾーンによる通行規制について賛成であるとおっしゃっていますよね。そうするとそれも後押しになるのかなとは思っているのですが、これはまたスクールゾーン設置には後押しにならないのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） お答えいたします。

後押しにはなと思います。ただ、スクールゾーン設置に関しては、その沿線の住民の方の同意の同意書が必要になるというふうに言われています、全ての方の。そこのお話をしていく中で、こういう方々が賛成していますのでという後押しをさせていただきながらのお話には今後本当に最終的にスクールゾーンが必要だと判断されたときにはお話をしていくところの材料にはなと思っています。

以上です。

○議長（小松伸介君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 今、ご答弁いただいたところで1つちょっと気になったのは、はっきりさせておきたかったですけれども、全ての方とおっしゃいましたが、沿道沿い、その道路沿い、道路に接している土地、ご自宅をお持ちの方全てに100%になるのですか。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） すみません。その100%の部分は申し訳ないのですけれども、きちんと確認はしていないのですけれども、その車が、車庫が面しているというのですか、車がその通りを通るお宅の方には同意を取っていただく必要がありますよということでは言われているというのが今のところの事実でございます。

○議長（小松伸介君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） では、スクールゾーンについては、分かりました。

町のほうでは19号線、当然方針として安全対策の強化ということで打ち出しておりますが、これはスクールゾーンの設置だけなのですか。やはり道路幅の拡幅、歩道がつけばある意味町としてはこれは安全だという堂々とした根拠にもなると思うのですが、そういったことまでは考えていないのでしょうか。一応そうですね、幹線です。

○議長（小松伸介君） 道路交通課長。

○道路交通課長（田中美徳君） そのハード面というのですか、そこについてはまだその19号に対して拡幅して歩道をつくるというところは、まだ計画にはのっていませんので、今すぐ、ただやっぱりその現実的にあそこをやるには、大げさに言えば何十年かかるか分からない。買収して、交渉しながらやっていって、あそこを多分300メートル、400メートルぐらいありますか、きっと。そうなってくるとなかなか現実的に難しい。だから、やっぱりやれることを安全対策、今何ということではないのですけれども、その流れを見て変われば、やれることはどんどんやっていきたいというふうには思っています。

以上です。

○議長（小松伸介君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 今、道路交通課長から現実的に難しいというお話ありましたが、そうすると例えばちょっと話それてしまうかもしれませんが、フルインター周辺の道路が混雑して、ちょっと道路を広げなければ、それも難しいということになってしまいますよね。難しいことを動くのも行政の仕事かと思うのですが、これはお答えはいいです。

それで、解除した場合の19号線の流入車両について調査すると、7月と10月ですよね。やると言っており

ました。箇所も聞きましたが、流入する可能性でかなり大きいのが、現状川越街道、国道254号の藤久保交差点を川越方面から来て所沢方面に右折する車と、幹線19号線を鶴瀬駅のほうから川越街道を左折して藤久保交差点に向かう車が19号線にそのまま入るといことも多く考えられると思うのです。こちらの交通量の調査、交通量というか、交通量調査、こちらはしないのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） お答えいたします。

先ほどの私の説明がいけなかったのかもしれないのですけれども、19号線の本屋さんのところに立って、どういう流れなのかというのを見ます。鶴瀬駅から来る車、右折する車、左折する車、また19号線から254のほうに出る車、曲がる車、真っすぐ行く車というのも見ます。あと5号線と19号線の丁字路の部分のやっぱり出入りの車を見るということでございますので、議員の今のご質問のところは全て見るというようなことでいいのではないかと思います。

○議長（小松伸介君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 藤久保交差点の所沢方面に行く車、というのがこれ議員としてですけれども、やはり近くに住んでいる者として、特にこのスクールゾーンの時間帯にこの右折帯を広げましたよね。確かに造られたのですけれども、それでは足りずに右折の車がずらっと連なって、この19号線との交差する交差点、その先、もっと川越方面まで渋滞が続いていることが結構散見されるのです。なので、そういった右折待ちで混むなという人たちはみんなでは19号線入ってというふうに考えると思うのですが、そのためにも藤久保交差点で所沢方面に県道のほうに入っていく車の数も調べておく必要があるのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松伸介君） 県道に入る車ですね。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 国道254号を川越方面から来て、藤久保交差点で所沢方面、右折して……

○議長（小松伸介君） 県道に入る……

○議員（鈴木 淳君） そうですね。

○議長（小松伸介君） イムスのほうに入るのですね。

○議員（鈴木 淳君） そうです。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） 確認させてください。

上り線、池袋方面に向かって上っている車が藤久保交差点を右折する車の数ということでございますよね。はい、ご意見としてというか、参考にさせていただくというか、検討するというか、ということでお答えさせていただきます。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

確認させていただきたいのですけれども、これですと8月、2学期が始まってスクールゾーン廃止ですよ。それがあって、それがないとと言ったほうがいいのか、それがないとバス路線の変更、新しいバス路線は11月に開通しないのですか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

この予定ですと、11月にできるというふうになっていきますので、一応学校の話だと学期の切れ目に解除するという事になっていきますので、この11月に間に合う状態でこの2学期の頭という形になっていきますから、これがないとなると、ずれ込む場合ですと、難しいというふうに考えていますけれども、例えば10月に解除するという事もないと思いますけれども、それでしたら間に合います。ただ、これ11月以降にスクールゾーンの解除になってしまうと、新路線のスタートというのは遅れるというふうな形になります。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

今の答弁、いいのかなと思うのですが、そもそも今のまず報告としては、まだ要望書を出しただけなので、決定するのは警察だということで、時期は未定ですということですね。それ未定なのにもかかわらず、11月にはバス路線は新しくなりますよと言ってしまっているわけです。町としては、今までもバス路線の、新しいバス路線と、このスクールゾーンの解除は関係しているとか、していないとか、どっちも言っているのですよ、公式の場で。言っていますよね。本当はどっちなのかというのがあるのですが、実際に待っている人からすると、スクールゾーンのほうも問題、当事者としてはあると思うのです。一方で、そうではない人にとってみると、11月と言っていても、あれ本当はちょっと違うの。またなのとなるのです。それが説明されていなくて、今こうやって話が2月期に行われれば、11月ですよと言われたところで、結局また行政の信頼を失うだけなのです。このやり方自体も何で前回スクールゾーンの廃止が流れたのかというのを考えてみると、もうちょっと丁寧なやり方ないのかなと思うのです。進めなければいけないという事情があるのかもしれないのですが、それは事情であって、当事者にすれば関係ないことと言われてしまえばそれまでですよ。本当に11月に新しいバス路線ができますよと、まだこのまま言っているでもいいのかどうかだけ、行政の責任としてお答えいただきたいのですが、

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

バス路線の開始は、議会等でも言っているとおり、11月を予定しているという話はしていました。そのスケジュールに向けてスクールゾーンの解除であるとか、バス新路線の準備をしている段階でございますので、11月に今は開始をする予定であるというふうなことは言えるというふうに思います。

以上です。

○議長（小松伸介君） よろしいですか。

〔「もう進まないから」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） ほかに、まだありますか。

では、1回休憩取りますか。

では、1時間以上経過しましたので、ここで休憩を取りたいと思います。

(午前10時38分)

○議長（小松伸介君） では、再開いたします。

○議長（小松伸介君） 休憩前に続きまして、質問を受けたいと思いますが。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

自分が調査した交通量調査のが今手元にないので、何とも言えませんけれども、この5号線の丁字路のところにおきましては、所沢ナンバー以外の車はそんな何台もいなくて、大体藤久保交差点から直進してくる方が多いというのと、254から左折する方は多分保育所の子供を連れていくような方だったような気がしますけれども、基本的に横断歩道というのは、人が立っていたら必ず止まらなければいけないのです。それはもう今、普通ルール、普通の交通ルールなので、そこの横断歩道だけが町内の横断歩道の中で100倍、10倍か知らないけれども、危ないということはないのではないかと思います。自分も区の役員のときに三芳小学校の前で立哨というか、やっておりましたけれども、中にはやはり頭おかしいというか、文句を言うてくるような方もいらっしゃいます。これは、どこでもちょっとおかしい人なのか、もしかしたらいるのかもしれないけれども、子供を守るために一番大事なものは、交通ルールを守ってもらうということなので、自分が見ておりましたところ、やはり2区の集会所のほうから来るときに、車が来ないと思うと急にスピードを出して、結構どう見ても30キロ以上で走っているという方が多いので、そういう取締りだとか、実際は現在本当だったらスクールゾーンなので許可証がない人以外は通れないはずなのです。その中で、県道から17号線の間に用事がある人または左折する方はその中の駅に行く人ではなくて、その中の事業所に行く方とか、そういう方しか許可証が出ないはずなので、そういった方を取り締まっていたらどうか、あとは町のほうで止めて、そういった方を。ここを通る必要がないのだったら遠回りしてくださいというような案内というか、そういったものを渡すとか、子供の安全を考えたら、そういった何かしら交通ルールを守らない人たちに対してアクションをしたほうが良いと思うのです。

また、その5号線、一番やっぱり町民の方々の方がまたこれでバスが二転三転とかしてしまうと、大変ご迷惑のかかってしまうようなことになってしまいますので、2学期開始後にそのすぐに19号線のスクールゾーンとかができないのだったら、交通量を調査するのは構わないのですけれども、そうではなくて、その間に危ないところにもうちょっと人を何とかするとか、何かしらの人間的にできる交通対策というのをすればいいのかなと思うのですが、実際あそこに4人立っていても、4人が全部何かしているわけではないので、あそこだけ4人いるというのは、自分としてはあまりちょっと分からないのです。2方向からしか来ないので、基本的に横断歩道にいたら、突っ込んできたら頭がおかしい人、自分からすれば人が歩いて横断歩道を渡っているのに止まらないという人はもう頭がおかしい人しか考えられないので、申し訳ないけれども、普通はルールを守ってやらなければいけないし、もし……

○議長（小松伸介君） ちょっと簡潔にお願いします。

○議員（細谷光弘君） すみません。そういう、何個も言ってしまったから申し訳なかったのですけれども、一応その走っている、ルールを守らない人に対してのその啓蒙というのをしっかりやっていただきたいし、子供の安全を考えるのだったら、その2学期の後にちゃんとそういうことも考えていただきたいということなのですが、いかがでしょうか。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） お答えいたします。

いろいろとその子供向け、運転者向け、自転車向けと考えられる交通安全啓発はできると思いますので、できる範囲で積極的に交通安全の啓発活動はしていきたいと思います。

以上です。

○議長（小松伸介君） よろしいですか。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

すみません。さっき聞きそびれた点があったので、ちょっと2点ほど。そもそもここまで議論がいろいろなっているのは、子供たちの安全をどう守るかということだと思っております。以前通学路でできる限りそういったところを通らないように、通学路の変更等も考えるというお話もありましたが、そちらの件はどうなっているのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） お答えいたします。

学校と調整をしなければいけない部分がございますけれども、やはりその結果を見てかなというところがございますが、あとはその学校さんにお話をして、学校として変更の方向性が出てくれば、その線もあるかなというところは、その線というのは変ですね。変更していくというような方策もあるとは思いますが。

以上です。

○議長（小松伸介君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） では、学校と今後いろいろそういう点も話さなければいけないでしょうし、この今日の資料の一番下、スクールゾーン解除に向けた周知内容で、結構学校の保護者に対して啓発、また児童に対し交通安全指導実施と、学校が当然絡む部分多いと思うのですが、いつもこのスクールゾーン見直しのときに、その肝腎な学校教育部局の方っていらっしやらないのですが、常に町長部局だけでやっているのですか。それで完結してしまって構わないのですか。以前、スクールゾーンの設定には必要だけれども、解除には関係ないということでしたが、ただ、やはりそのテクニカル、そういった面除けば、何で学校教育部局の意見が聞けないのだという部分もあるのですが。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） お答えいたします。

この席に学校教育課長は同席はしておりませんが、検討する際には必要があればというところでございます。毎回ではございませんが、学校教育課長も間に入っていただいておりますところでございます。また、教育長、教育委員会にもそこは適宜という形になりますけれども、ご報告をしているというような形でございます。

以上です。

○議長（小松伸介君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 教育委員会の会議のほうを私結構頻りに傍聴行っているのですけれども、一度もこのスクールゾーン見直し等について協議……

〔「1回あったのでは……」と呼ぶ者あり〕

○議員（鈴木 淳君） ありましたっけ。ちょっとこれだけ大きい、大きいというか、大事な子供の安全を守ることなのに、1回あったというお話がありましたが、ほとんど記憶にないので、そこに関しては部が違うので、ちょっと存じ上げないという答弁になってしまうのですか。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） お答えいたします。

適宜と申しましたけれども、確かにその1回かな、1回、あとアンケート結果の報告もさせていただいたので、おおむね2回になるかなとは思うのですが、教育委員会のほうにはご報告をさせていただいたというところでございます。

○議長（小松伸介君） よろしいですか。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。ありがとうございます。

1点お伺いしたいのですが、一番下の四角い囲みの中の交通指導員、スクールガード等のボランティアに対してスクールゾーン見直しについて周知というふうにございますが、具体的には5号線が解除となった後に、こういうサポートをしていただく皆さんの配置、立ち位置、ポジション、これならば改めてこの心配と思われる定点をつけて、新しい立ち位置ができるようなイメージでよろしいのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） お答えいたします。

そのスクールガードさんとか、あと学校に関する見守り、学校応援団で見ているところもあるのだと思うのですが、その立ち位置というのは私どものほうから直接お話をしたことがないというか、どういふふう設定されているのかが実情分からないというところがございますので、学校が基本的にやっているところだと思いますので、学校と話をしながら、ここのところこうしてほしいとかというような話にしていければと思っております。

以上です。

○議長（小松伸介君） よろしいですか。

久保議員。

○議員（久保健二君） 久保です。すみません。

まず最初にお聞きしたいのが、今、鈴木議員のほうから通学路の変更の件で、これから学校等と協議していくことになるというお話だったかと思うのですが、これ以前から一般質問で19号線に関しては、それほど今、既存で3班か4班ぐらいいしか通学していないのですよね、19号線通られている子供たち。実際前にもお話ししましたが、ちょっと遠回りにはなるかもしれないですが、住宅の中を走ってみんなが出てくるあの5号線の一番近いところから出てくるような形を取ることも全然可能なのかなという、それは保護者の方がなかなか遠回りするのは嫌だからというお話ももちろんあるのは聞いてはいるのですが、これ状況を見てからというお話ありましたが、本来であればやはりこのような進め方をする前に、通学路の変更というのもしてもよかったのかなという、保護者の同意を得た上でですけれども、という気がします。

それと、あと先ほど前田課長のほうからお話がありましたように、幹線19号線の車を19号線を規制かけたことによって、17号線に流して、交通量減らすというようなお話ありましたけれども、これも以前ちょっとお話しさせていただいたように、住宅の中を通ることになるのですね、間違いなく。17号線に抜けるには。抜けるかどうか分からないけれども、その場合にやはり抜ける住宅の中には保育所があったり、あと学校、今5号線、19号線に出る子供たちというのは住宅の中を歩いています。そうすると19号線の車を17号線に逃がすには、子供たちの通学路の中を車が通るようになったり、保育所に送り迎えの送迎をしている人たちと同じ時間帯に車が抜けることになるのですけれども、そこら辺に対しての、もし19号線、これ規制かけることになったらですけれども、そこら辺は町はどのような対策というか、を考えていらっしゃるのでしょうか。

具体的に住宅名を挙げてしまうと、いいですか、大丈夫ですか。住宅名って挙げていいの。

○議長（小松伸介君） 構わないでしょう。

○議員（久保健二君） 大丈夫ですか。既存の古い住宅、19号線に面した住宅だと、十期会だとか、友和会だとかあると思うのです。そこから入って、今度チェルシーガーデンとグランシアを抜けて17号線に出る形になると思うのですけれども、その中というのがもうほとんどの道々が通学路になって、子供たちが集合していたり、歩いていく道になっているのですけれども、課長のお話だと、今、町がやろうとしていることは、その道を今度抜けて17号線に出るという話なのです。それをやるのならやるで、それなりの対策というのを考えた上で、このようなお話をされているのかなと思うのですけれども。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） お答えいたします。

今、やろうとしているというお話は19号のスクールゾーンではなくて、5号と17号の解除のだけでいいですか。19号のスクールゾーンのお話ですか。

○議長（小松伸介君） 19号のスクールゾーンを設定した後の話です。

久保議員。

○議員（久保健二君） すみません。そこだけ話させていただくと、先ほど課長のほうからお話で、結局19号線の交通量を減らすことに対して、5号線と17号線を解除すれば、それを流せると、17号線に車を流すことによって19号線の交通量を減らすことが予想されるからというお話があったので、その19号線の車を17号線に流すには、今お話ししたようなことが起きるから、その辺どのように対策等は考えているのかということをお聞きしているのですけれども。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） お答えいたします。

昨年の説明会のときでしたか、交通量調査のご報告をさせていただいたと思うのですけれども、ほとんど使っているのが地域の人たちだったというような記憶をしております。今考えているのは、その外です。鶴瀬駅のほうから入ってくる車を17号に流す、川越から来る車を早めに回ってもらって17号に流すというところで、地域の人たちというようなことよりも、その外から入ってくる車の流れというようなことも考えております。また、その地域の方々の通行であれば、当然皆さん交通安全、子供たちの安全というのは守っていただいていると思いますので、スピードも出さずにきちんと走ってくれるのではないかといいように思います。

以上です。

○議長（小松伸介君） 久保議員。

○議員（久保健二君） それがみんなマナーとか、モラルというのをみんなが守ってくれば、父兄の方たちからそのような19号線の安全の強化だとか、スクールゾーンももちろんですけども、必要ないし、こんな協議もする必要ないのかなと思うのですけれども、やっぱり実際にそれが町民、町外関係なしに、やはり朝の時間帯ということで、私も立哨してて分かりますけれども、町民の方でも許可証なくても走っている方がいますしというので、やっぱりそれマナーとか、モラルという話で片づけてしまうと、それ何かあったときに結局それだけでは片づけられない話って出てくると思うのです。今の話もそうですけれども、住宅地を抜けさせるというのは、町がそういった動線をつくる。それは全然構わないのですけれども、やはりそれをさせるのであれば、それなりの対策というのを考えてなければいけないのかな。実際、あのグランシアというか、住宅の中にある保育所なんかも、私立哨から戻るのが8時半前後なのですけれども、その時間帯もやっぱり送り迎えの父兄の方で、自転車であらわれている方もいるし、車で保育所の周りに並んでいる方もいますけれども、一番多い時間帯なのです。

だから、それで道がそこまで広いかというと、広いわけでもないんで、そこら辺、本当にこの予定で進めるのであれば、きちんとそこら辺も考えた上で、いろいろとシミュレーション的なものって考えられると思うので、しっかり考えた上で進めるべきではないかなというふうに思います。これで進めて大丈夫かなという気は正直していますので、それだけはお話しさせていただきます。

○議長（小松伸介君） 意見でよろしいですか。

○議員（久保健二君） はい、大丈夫です。

○議長（小松伸介君） ほかに。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

最後に一言、皆さんのいろいろお話、説明お聞きしまして、このまま予定どおりスクールゾーン解除したとして、それにより通行できるようになって、歓迎の声もあろうかと思えます。町は一応手続を踏んで、解除に進めてきている、これから進めていくということなのでしょうけれども、私も三芳小学校・中学校学区の者ですから、住民の皆さん、それから保護者の皆さんからも結構お話は聞いております。このまま説明あったような形でスクールゾーン解除を進めていけば、住民の皆さんと町との間に必ず禍根を残すと私は思うのですけれども、そのようなご認識はありますかとお伺いいたします。

○議長（小松伸介君） 道路交通課長。

○道路交通課長（田中美徳君） 本名議員の答弁をさせていただくと、残すとは町としては思っておりません。

○議長（小松伸介君） ほかに。

山口副議長。

○議員（山口正史君） 山口です。

今までの議論で、私自身はちょっと現地が把握できていないので、今まで意見もほとんど言っていないのですが、何か聞いていますと、ライフバスの要望者になっているのかなという気がしてしょうがないのです。それはちょっと置いておきます。

それで、19号線のスクールゾーン指定のときのちょっと条件を聞きたいのですが、交通量をチェックして、変化を把握してから決定ということなのですが、今1時間に先ほどから250台ぐらい交通量があるということなのですが、一体どの程度になったら、多分1時間に1台だったらスクールゾーン指定しないと思うのですが、どうなったら指定するのか、そこの基準がなくて、単に交通量だけ測りますだと、これまた禍根を残すというか、御都合主義ではないかとか、いろいろ議論が出てくると思うので、そこははっきりさせておいたほうが良いと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） お答えいたします。

まず、数字的な部分というのは、特に結果は持っておりません。スクールゾーンの解除につきましては、まず状況の現状把握をして、あと通学路の変更ができないかどうかの確認をして、それから安全対策が取れるか取れないかの確認をして、それでも駄目であればスクールゾーンを目指すということで、住民の同意を取って、それからスクールゾーン化ということになっておりますので、ちょっと数字の部分は車が何台というのは言えませんが、そういう手続を踏むというような認識で今はいるところです。

以上です。

○議長（小松伸介君） 山口副議長。

○議員（山口正史君） 手続踏むのはよく分かっていますが、ではスクールゾーンにすべきだという数字が出てきてから進めると思うのですよね、手続は。その前から手続進めてしまうのですか。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） すみません。手続というか何というか、検討しなければいけないというのですか、スクールゾーンを今、町は目指してはおりますので、様々な検討はしていかなければいけないというところがございます。手続という言葉が適切でなかったのだとしたら、そこはちょっと訂正していただきたいのですが、検討をしていかなければいけないというところがございます。

以上です。

○議長（小松伸介君） 山口副議長。

○議員（山口正史君） いや、そこはよく分かるのです。手続は検討していく必要は、事前の検討って全部シミュレーションも必要だと思うのです。ただ、スクールゾーンに指定する方向でもう進めるということは、そのために交通量の調査すると思うのです。だから、そこはやっぱりある一定の線引きがあつてしかるべきだと思うのですが、そこは設けないで、何となく多いな、少ないなだけでやるのか、そこをきちっと決めておくべきだと思うのですが。

○議長（小松伸介君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） お答えいたします。

多くなることはないですね。少なくなったというところにはなると思うのですが、その状況に応じてだと思いますので、数字はなかなか言えないというところがございます。この後、そのスクールゾーン設定については、いろいろな会議も経なければいけないというところがございますので、その会議の中、いろいろでもないのか。すみません。交通対策の会議も経なければいけないというところも検討するところはございますので、その中でまたその数字の部分とか、多い、少ないの部分というのはまた話し合いが行われ

てくるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（小松伸介君） よろしいですか。

○議員（山口正史君） はい、いいです。

○議長（小松伸介君） よろしいでしょうか。

ほかに。

なしでよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、以上で（１）のスクールゾーンの見直しの進捗状況についてを閉じさせていただきます。

担当課の皆様、大変ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

（午前 11 時 11 分）

○議長（小松伸介君） では、再開いたします。

（午前 11 時 13 分）

◎意見書の調整について

○議長（小松伸介君） 協議事項 2 番目、意見書の調整についてということで進めさせていただきたいと思っております。

2 件、本名議員のほうから提出をされておりますので、まず生理用品を軽減税率の対象にすることを求める意見書（案）からご説明をよろしくお願いいたします。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

すみません。今回 2 件提出させていただきました。出すタイミングというものもあるので、今回 2 件になってしまいましたけれども、まず生理用品を軽減税率の対象にすることを求める意見書（案）について説明させていただきます。

「生理の貧困」をめぐるのは、ここ数年、世界各地で大きなうねりが起きております。制度や法律を変えるほどに大きな動きになっておりますけれども、その背景にあるのは、ネットを通じて女性たちの声なき声が表に出てきた、シェアされるようになったということ、あるいは各国では、日本ではなく、海外での話です。女性議員の数が増えたことにより、女性の視点を入れた法改正が進むようになったことなどがあると思っております。経済的な問題、格差の問題だけではなく、女性全体に関わる不平等としてその考え方が進んできたということは背景にあると思われま

日本におきましても、今、昨年ぐらいからですか、大きく報道されるように、昨年ぐらいからと言うより、要するにコロナを機にして、それ以前からあった問題ではあるのですが、コロナによってこの問題があぶり出されたというような形だと思っております。各自治体におきましても、生理用品の配布をやったり、ある

いは場所によっては公共施設や学校に設置したようなところもあるようです。

今回、日本が世界と比べるとちょっと遅れてきたというのは、私も前回の議会で一般質問で挙げましたけれども、性の問題がタブー視されてきたということと、またやはり男性優位社会の中において意思決定機関、国であるとか、あるいは企業などにおいて男の視点で物事が決まってきたということがあるのではないかと思います。

今回、この意見書を出させていただくに当たって、私もちょっと勇気が要りました、男として。でも、これはだけではなくて、女性にとってもやはり触れづらかった問題だと思います。思いますではなくて、だそうなんです。やはり当事者が声を上げた。もちろん当事者の声は大事なのですけれども、であればその相対する立場にいるというのか、本来であれば性差関係なく、誰でも自分らしく生きられる社会が望ましいのですけれども、その男社会の中で、やはり男性の側も声を上げなければいけないという思いで私も今回提案させていただきました。実際、その世界的に進んでいる「生理の貧困」に対する動きですけれども、例えばアメリカなんかではもう2010年代の半ばにこういった動きが出てきて、今、多く男性もその生理用品の配布のボランティアに関わったりしているそうです。

こういう女性の「生理の貧困」というものが問題になっている中、やはりもっと支援が必要ではないかというところで、今回生理用品を軽減税率の対象の8%に引き下げることを求めて意見書を提案させていただきました。

以上です。

○議長（小松伸介君） ただいま本名議員から説明をいただきました。

これに対して質問あるいは調整の意見等あればお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

井田議員。

○議員（井田和宏君） 井田です。

おっしゃっていることは理解はできますが、ただ、意見書の案の中で、軽減税率を8%に求めるということなのですが、軽減税率の導入については、法律の改正であるとか、国民への周知、またもう販売するお店の準備等時間がかかるのですけれども、そうすると今のこの対応するためには、時間がかかるというか、迅速な対応ができないと考えるのですが、ここの点についてはどう考えますでしょうか。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

この消費税率に関しては、今多くの皆さんがこの生理用品のことで声を上げていますけれども、運動の多く、多くというか、2つに要求が分かれると思うのです。それはその生理用品を困っている人に誰にでも届くように、あるいは公共施設とか、学校とか、そういうどこにでも配置されている、そういったことを求めることと、もう一つは消費税に対しての要望、それについては消費税率を軽減税率を適用してほしいという意見と、そもそも消費税かからないように、消費税を撤廃してほしいという意見、両方あります。私は考えたのは、やはり多分消費税そのものを生理用品から撤廃することはかなりハードルが高い。法律面でもクリアしなければいけない部分があるのではないかなと思いました。現状を見ると、物、物品で消費税がかかっていないというものは、私が調べた限りではありません。例えば教育費であるとか、医療費とか、それから土地取引とか、そういう行為とか、そういうものに対しての非課税はありますけれども、物に対してはやは

りまずできることは、軽減税率を適用することだと思って今回、現状食料品が軽減税率適用になっておりますけれども、その中に生理用品を加えるだけで済む話だなというふうに考えています。それはいろいろ面倒であるという話であれば、これまでも消費税率が上がってきたし、政府の方針としてはこれからも上げていくわけだから、そういったことを考えれば、その軽減税率を適用品目の一つに加えることはそんなに難しい話ではないと思います。

○議長（小松伸介君） 井田議員。

○議員（井田和宏君） 井田です。

時間がかかるということも考えられますし、また今、コロナ禍で中小企業とか、小売店の方が非常に苦労されていると。ここに加えて例えばこの生理用品に軽減税率を加えるということは、さらにこの中小企業、小売店の方に負担をかけるということも考えられますので、この辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

私は、それよりもやはり本当に生理用品を手に入れることに困っている当事者の立場で今回は意見書を出させていただいたのですけれども、そこら辺は消費税についてはそこまで行ってしまうと、ちょっと話が切りなくなってしまうかもしれませんけれども、その中小業者に対する負担という意味においては、先ほど言ったように税率が変わればさらなる負担であるし、あるいはインボイス制度の導入、来年、再来年になりますか、それも相当の負担になるということです。そういうことを比較すれば、むしろ当事者に寄り添う政策として軽減税率の適用ということは妥当だと私は考えます。

○議長（小松伸介君） ほかに。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

この意見書を拝見をいたしまして、公明党として取り組んでいる全国的なこの生活の中での困っている声を支援していく中の一つにございますので、そういう角度と共通するのかなと思って拝見をしてみましたところ、今お話も出ておりましたけれども、軽減税率のほうの印象が強くここには残っていて、タイトルもそのとおりなのですけれども、そう見ますと、今、本名議員から2つの要求があって、今回は消費税に対してということだったのですが、そうなってくると、この意見書の中に「生理の貧困」ということでありますけれども、ネグレクト等で本当に買う以前の問題、子供たち、自分で生きていくまだ力のない子供たちを救っていくということまで幅が広がらなくなってしまうのかなという印象があるのですが、その点はどうでしょうか。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

もちろんそういった問題、重要だと思います。政策としては、消費税、軽減税率だけではなく、そういった困った方たちに直接届くような政策も当然必要だと思いますけれども、ここでは消費税率ということやらせていただきました。

ここで、先ほど申し上げましたように、声を上げている人たちの要求の2つの柱というのは、そういった困った人たちに品物が渡るようにということと、それから消費税に関わる要求、それでこの問題の今いろん

な方たち声を上げていますけれども、恐らく直接の火つけ役になったのが、「#みんなの生理」という、ここにも意見書の2行目で学生団体が行った調査だと、この団体なのですけれども、今、代表の方は学生ではなく、社会人になられたようですけれども、この方たちがネットでアンケートを行い、それでその代表の方がこういうふうにおっしゃっております。「日本でも最近コロナ禍の支援として、幾つかの自治体が生理用品の提供を始めています。でも、コロナが終わった後もみんな生理になります。たった1回生理用品が配られたことが大きく報じられていますが、それでは十分ではないと思います。どうすれば日本で継続的な支援が実現できるか悩んでいます」。ということで、ではどうすればいいかということでこの方は、この方というか、この団体は少なくとも軽減税率対象の8%に引き下げてくださいということで署名活動を始めたという背景があるので、今回はその意見書においては消費税のことで取り上げさせていただきました。

○議長（小松伸介君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

説明ありがとうございます。そうしますと、今回のこの意見書に関しては、自分では生活をしていく力がまだ得られていない小さい子供たちよりも、購入する大人側のほうに視線を、視点を置いたという捉え方でよろしいでしょうか。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

大人のほうに視線を置いたかということですよ。今回、消費税ということでやらせていただきましたけれども、これが当然税率適用になれば周知されますし、そうすれば親として子供を見る目も、それでも変わらない人は変わらないですけれども、社会的な認知が大分変わってくるのではないかなというふうにも思います。

以上です。

○議長（小松伸介君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

そうしますと、このたびは社会的な動きの中で、「生理の貧困」というこれがトレンド入りするようなワードにはなっておりますが、必需品という角度でいきますと、同じ若い世代のお母様たちは子供の紙おむつであるとか、ちょっと上の世代のお母様たちであれば、介護用の紙おむつであるとか、同じ紙用品であっても、紙製品であっても、そのようなある意味もっと頻度がある紙製品のことの購入で悩んでいらっしゃる方は逆にもっと大勢いるかもしれない、そうやってきたときに、あえてなぜ生理用品だけに軽減税率というふうにするのですけれども、その辺はどのように考えますか。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

仮に生理用品が軽減税率適用になったとすると、恐らくそういう声も出てくると思います。でも、それは歓迎すべきことであって、社会的に弱い立場の方に支援が広がるということで、いいきっかけになるというふうに考えます。

以上です。

○議長（小松伸介君） よろしいでしょうか。

ほかに。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） ありがとうございます。

「生理の貧困」ということで、このように意見書を提出されるということで、大変ありがたいなというふうに、この女性の問題をこうやって意見書で取り上げてくださるということで、それはそれで思うのですが、ただ、この題名にあるように、軽減税率の話になってきている。そうではなくて、本当に困っている人がどうやって手に入るのかというのを主眼に考えていくという中で、最初にこれを国会で取り上げた佐々木さやか、うちの公明党の議員なのですけれども、何とか国のほうでそういうところの支援ができないのかというような質問をされて、今このコロナ禍の貧困の中で、では地域女性活躍推進交付金を使って、生理用品を買って、それを配布するということは、今のこの状況の中では認められました。つまり本当に必要な方に手渡していただきたいという思いは国のほうも持っています。

そんな中で、今度都が先に動きましたでしょうか。都議会のほうで都立高校というところで高校の学校の個室のほうに生理用品を誰でも使っていいよということ、トイレットペーパーと同じような感じで置くようにして、それがまたいろんなところに広がりつつあるということで、すごく善意の話で広がっているなど、こういうのがすごく大事だなというふうに思うのです。それで、今後の展望としては、実は富士見市にある、いいですかね、店名言っても。ららぽーと富士見、ららぽーとのほうで実証実験が行われていて、コマーシャルが映される、そのコマーシャルでお金をいただいているのだと思うのですが、誰でも使える機械が置いてあって、誰でもその生理用品を使えるという形になって、無償提供されているという形で、これがまた今度企業にまで広がってきているというこの運動ってすごく大事だなというふうに思っています。

だから、本当に生理用品のことについてこうやって意見書を出していただくのはすごくありがたいことなのですが、この感覚として、軽減税率を適用したから、必ずその本当に困っている人のところが解決するかという、それはもう絶対違うことで、もっと大きく考えていかなければならない。

昨日、実は埼玉県の県議会議員さんにもちょっと電話をして、どんな状況なのか。例えば埼玉県の県立高校のほうはどんな状況なのかということも確認をしたところ、県立高校への配布というのは、もちろん都が始めましたので、県のほうも今その方向性で議員のほうからも働きかけをしているということで、そこを見ながら、きっと今度は小学校、中学校になりますと設置者は三芳町だったら三芳町長でもありますし、そこら辺が動いてくるという形で、だんだんと裾野が広がっていくのかなと、その運動が本当は必要ではないかなというふうに思っています。ということで、ちょっとこの中身の書いてあることはすごく理解もできるのですが、すみません。軽減税率の件はすみません。ちょっと賛成できないかなというふうに思っているのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

先ほど「#みんなの生理」の会のお話をさせていただきましたけれども、コロナでの一過性の支援であってはいけないと思うのです。現状、たしかここにも書きました。全国のたしか255の自治体ですか、自治体による支援が取組が行われていると。ただし、その多くが例えば役場に取りに来てくださいます、それよりもやはり取りに来れない人、要するに本当に困っている人に誰にでも渡るような政策が大事なので

あって、だからコロナでの一過性の支援で終わってはいけないという意味で、その先ほどの会の代表の方が言っているその消費税の軽減税率というそこに私も乗らせていただいたのですけれども、今後国に、あるいは県に対してその一過性でなく、今後もしっかり取り組んでいただけるように、消費税ということではなく、その実際に品物が生理用品が行き渡るような形に進めてほしいという趣旨でなら、それも私は全く賛成なことなので、そこら辺で皆さんの今、消費税はどうかというご質問、内容的には賛同できるという話でもあると思いますので、消費税ではなく、その結論の部分でその困っている人に生理用品が届くように、あるいはどこでも、例えばトイレトーパーと同じように置かれている、そういった状況をつくることを国や県が支援することを求めるというような形にできないこともないかなとも思うのですけれども、一応そういうような形も検討させていただきたいと思います。

○議長（小松伸介君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

今、開会日に置かれたものを見ながら調整をしているということで、大きな題目で生理用品を軽減税率の対象にするというのが、これが主眼なのだなというふうにも思っているのです。そこを全く変えられるということになると、その初日に出されたものがほごにされるということになる。そこまで調整できますか。そこまで調整してしまいますか。

〔「やるという意思があればできるのではないですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） 暫時休憩いたします。

（午前11時36分）

○議長（小松伸介君） では、再開いたします。

（午前11時37分）

○議長（小松伸介君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） はい。

〔「提出は自由でないと、決定じゃないから」と呼ぶ者あり〕

○議員（内藤美佐子君） 今、調整をしているところなので、全く内容が変わってくるようなものをまた調整が必要かなと思ったのですけれども、では……

〔「それは人によって、大きな趣旨が変わっていると思うか、変わっていないと思うか、それは次に出てきたもので判断するしかないじゃないですか、それは……」と呼ぶ者あり〕

○議員（内藤美佐子君） では、一応今、井田議員、桃園議員、それで私のほうで今意見を言わせていただきましたので、それにもし何か調整して、変えるという形で、もしそれが上程された場合は、それを見てでは判断してくれという形ですか。それでよろしいのでしょうか。いかがでしょうか。

〔「暫休中」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） いや、もう再開しています。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

はい、一応私の考えは全協終わったら、伝えさせていただきますけれども、最終的には実際に出された議案で判断していただければというふうに思います。

○議長（小松伸介君） ほかに。

山口副議長。

○議員（山口正史君） 山口です。

私も全く同じで、これ問題のすり替えなのかなと思ってずっと見ていたのです。軽減税率の問題ってまず共産党さんずっとおっしゃっています。では、子ども食堂やフードバンクなんかは税率を撤廃しろという話ではなくて、あれは即困っている方たちにそういう環境、食料を提供するとか、食事の場を提供することで、貧困の方たちを救おうという方向なのです。変な話、軽減税率適用にした場合、月額幾ら変わるのですか、1家庭、1人でいいです。子供が1人いたとして。

○議長（小松伸介君） 金額を聞くということですか。

○議員（山口正史君） うん、そう。幾ら変わるのか。それ出されていますか。

○議長（小松伸介君） 軽減税率にすると、どれだけ1家庭で。

○議員（山口正史君） 1か月ね。

○議長（小松伸介君） 1か月。

○議員（山口正史君） どのぐらい軽減されるのか。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

あくまでアバウトな試算ですけれども、試算された方がいらして、生理については個人差いろいろあるけれども、毎月の生理用品代、少なくとも数百円はかかるそうで、仮に1,000円とすると、一生で45万円以上という話です。確かに2%というのはわずかな額だと思いますけれども、政府は消費税率今後もっと上げていくつもりですし、諸外国の話も最初にさせていただきましたけれども、各国では消費税の撤廃とか、あるいは軽減税率適用という、そういう運動も品物を配布するのと同時にそういう動きも起きていまして、例えばイギリスなんかですと、まず5%にしたそうです。それはEUの中の取組もあって、それ以上には低くできないということだそうなのですけれども、5%にし、多分EUを離脱できたからだと思うのですけれども、消費税撤廃へと法案が可決されました。だから、まずこれは突破口としての意味というか、将来的にはやはり非課税であるべきかなというふうにも思います。今回は取りあえず軽減税率ということで提案させていただきました。

○議長（小松伸介君） 山口副議長。

○議員（山口正史君） 諸外国はいろいろあって、例えばアメリカなんかだと、ステートタックスというのがありまして、州ごとのタックス。そこはいじっていないはずなのです。いろいろあると思うので、基本的にもし軽減税率を適用するとなると、それで問題解決するかというと、ここにも書いてあるネグレクトは全く対象にならなくなってしまう。だから、私は基本的にはもう正々堂々と正面からやって、学校のトイレ及び公衆の公共施設のトイレには常設しろというふうに訴えるのが、それはコロナと関係なくです。のがもう正当だと私は思う。もしそうであれば無条件に私は賛成できますけれども、今のこの条件だと、いろんな

条件で状態が変わってきってしまう。軽減税率の問題って、消費税の問題は消費税の問題で、真っ向からきちっと議論すべき話だと思います。

以上、意見です。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

質問ではないのですか。

○議員（本名 洋君） 答弁はいいの。

○議員（山口正史君） 答弁は、結果で見ます。

○議長（小松伸介君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） 以上で生理用品を軽減税率の対象にすることを求める意見書（案）については終了とさせていただきます。

続きまして、LGBT（性的少数者）に関する差別解消を目的とした法整備を求める意見書（案）について、本名議員、よろしくお願いいたします。

○議員（本名 洋君） 本名です。

先ほどの生理用品については、あらかじめ考えていた意見書なのですが、国会の様子見て、ちょっとこれも急遽出さなければなということを出させていただいた意見書なのですが、LGBT（性的少数者）に関する差別解消を目的とした法整備を求める意見書（案）ということで、LGBTの方々に対する支援というのは、当町でも4月よりパートナーシップ宣誓制度を導入されました。各自治体では大分進んできたところですが、やはり根本の国のほうの法律も変えることが、変えるというか、法律、法制定することが大事だというふうに思います。

今、国会の政党間では議論されて、そのLGBTの支援法が野党共同案、それから自民党案ありまして、野党のほうは自民党案に一応歩み寄ったような形で何とか今国会で法案提出が協議されていたところなのですが、これは昨年12月でしたっけ、私がやはり出させていただいた意見書の選択的夫婦別姓の問題も同じでしたけれども、やはり自民党さんの中で非常に強行に反対する方々がいて、自民党さんの中でその案がまとまらずに、結局今国会では見送られそうだという話であります。ただ、まだ諦めたわけではなく、協議は続けられている、あるいは会期は6月16日までですけれども、野党のほうは延長を求めている。与党のほうは延長はしないということですが、今国会では仮に見送られて国会で議論されなかったとしても、次の国会では必ず提案に向け、また話が進められると思いますので、これ議会としてもそれを何とか後押ししたいということで、今回の意見書（案）を提出させていただきました。

以上です。

○議長（小松伸介君） では、ただいまの説明に対しまして、質問あるいは調整の意見、お願いいたします。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

調整と言うより、下から7行目のところなのですが、今、本名議員から現在の国会の状況について説明がありました。この件について、LGBTに関するその法律については、与野党で議員立法でやろうということ今話を進めて、両方が納得した法案ということで、党内手続みたいなのが今図られているというこ

とは聞いております。7行目のところで、国会においても後なのですが、性的指向や性自認を理由とした差別を禁止する法制度の整備に向けて与野党での協議が進められているということなのですが、こういうふうにかかれてはいるのですけれども、一応ちょっと調べましたら、差別を禁止するとは書いてなくて、現在協議している法案の目的には、性的指向及び性自認を理由とする差別は許されないものであるとの認識の下に理解を増進していく法律を今、議員立法で出そうというふうにしているところだということで、昨日ちょっと確認をしたのです。だから、ここがちょっと間違いです、書き方が。だから、そこは直されないとはいけなかなと思います。

それから、これを出されるということは、今、議員立法で議員同士で一生懸命賛成派、反対派いろいろあるので、一生懸命話し合いをしながら、やっぱり反対される方もいる中で、どこまででは法律にしようかというところでやってもらっているのですけれども、これを出されるということは、厚生労働大臣、また法務大臣等に宛てる、内閣男女共同参画のほうに宛てるということであれば、各法で出せということで、各法で出せということのこの意見書になっているように感じるのですが、そういうことなのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。ごめんなさい。その各法という意味はちょっと、もうちょっと具体的にお話しいただけますか。

○議長（小松伸介君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 政府のほうでつくって出ささいという意味でこの意見書がかかれてはいるということでしょうか。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

ああ、そういうことですね。分かりました。それは今、議員提案で出そうということで協議されてはいるところですので、ちょっとごめんなさい。その前に、先ほどの文章内での指摘の部分、それについては野党案としてはその差別禁止ということで始まったところなので、私としてもそれを望むところなので、そういったところで書かせていただきましたのですけれども、確かに野党としては、自民党案に歩み寄ったという部分であって、その差別禁止ではなくて、許されないものであるという、そういった案になろうとしていたところなので、その部分は書き換えてもいいかなというふうに思います。

それで、議員立法でそれで法ができれば、それはそれでいいのですけれども、やはりですから、衆議院、参議院宛てにも出していますけれども、国のほうでもそのような形で動いていただければ、どういう形になるか分かりませんが、これは当然それを法律ができれば実施というか、具体的な政策は各省庁になりますし、そういった意味で衆議院、参議院だけではなく、それぞれ担当の省庁にも宛て先として入れさせていただきました。

○議長（小松伸介君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） ありがとうございます。

今、与野党で合意してできた法律名というのが性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案という形で、野党もこれでもうゴーサインを出している。あとは公明党といたしましても、これぐらいだったらやっぱり通すべきだろうという考えです。その後やっぱり差別を禁止するような形にま

でなるためには、多くの方にやっぱり理解をしていていただいた後にという思いもあります。

今、進んでいないのは、実は自民党さんのところの党内手続がまだなかなかできていないというところなので、そこをまずは見守って、その法律案がまず形になっていくというのが大事なのかなというふうに思うのですけれども、この法律をもう早急にその差別や権利、利益を侵害する行為を禁止するなどの必要な措置を盛り込んだ法整備を早期に行うようというところが、ただ早期に行って、例えば各法で出たにしても、やはり最大会派の方たちの理解がなければ法律は通らないという形にもなってしまうので、一步一步前進するためには、今の理解の増進法ですか、そちらを何とか自民党さんに早急にそれで出してくださいとお願いするのが一番大事なのかなというふうに思っているのですが、この意見書と言うよりは、自民党さんのほうに出されたほうがいいのではないのでしょうか、個人的に。と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

自民党さんには要望では出すことはできるとは思うのですけれども、意見書なので、行政機関でないと出せないと思うので、その自民党さんの中で反対していらっしゃるのは、差別を訴える訴訟が増えるから反対だというふうにおっしゃっているのですけれども、いや、でも実際にそういうふうに困っている方々が、差別に遭っている方々がいらっしゃるわけだから、別にそれは裁判増えようが何だろうが、構わないことだと思うのですけれども、ただ、私もこの意見書を自民党さんが見送りを決めたのが5月31日でしたっけ、私も急遽出した意見書なので、そこら辺の与野党の歩み寄りとか、あまり詳しく調べられなかったので、ただ現状としては野党案が自民党さんに歩み寄っている。その内藤議員おっしゃったように、その理解を増進する中身であるという、まずその法律を通すことを、成立することを優先することが大事だという考えは非常に分かるし、実際野党もそういうふうに進み寄っているという現状があるので、その辺りももうちょっと理解増進というような中身に、中身というか、文言を多少変えることも考えさせていただきます。

以上です。

○議長（小松伸介君） ほかに。

細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。

文章の中に、上から5行目に「パートナーシップ制度」を導入した自治体は今年4月1日時点で100自治体にのぼっているということがあるので、これは何の調査のところから調べた数字なのでしょう。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

ごめんなさい。私ちょっと出典は忘れてしまったのですけれども、実際これはニュースになった、報道のほうからの引っ張ってきた数であります。

以上です。

○議長（小松伸介君） 細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。

3月頃のちょっとある新聞からして、80自治体というところが書いてあったところをちょっと見ました。

とすると2か月ちょっとくらいで100自治体という形になっていたのかなと思っていて、全国ではパートナーシップ制度がどんどん導入されていっている自治体もあるのですけれども、逆に何か反対意見が多くて、通っていない自治体もあるそうなのですけれども、それはご存じだと思いますが、その次に下のほうに書いてある「婚姻の自由」を保障する憲法に違反と書いてあるところがあります。その憲法に違反というのは何条の憲法のことをおっしゃっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

憲法第24条です。

○議長（小松伸介君） よろしいでしょうか。

細田議員。

○議員（細田三恵君） ありがとうございます。

あと、いろいろなところを調べていくと、全国で1番目にパートナーシップ制度が認定された、認証されたところであると思うのですけれども、逆に発行された証明書を返還するケースもあるそうなのですが、資料によると2017年12月には渋谷区で証明書交付第1号となった女性カップルがブログ上で関係解消を公表、時間のすれ違い、価値観のすれ違いを理由に挙げたパートナーシップ証明書を同区に返還したということが載ってあって、そういう現状もあり、実際導入から1年以上たっても、利用組数が1桁、場合によってはゼロ組という自治体もあるそうなのですけれども、当事者のニーズに合っていないというところも実態は出てきているそうなのですが、その辺りはどうお考えでしょうか。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

それは三芳町のパートナーシップ宣誓制度のほうにも書いてありますけれども、転居した、あるいはそのカップルの関係解消した場合は返還しなければいけません。それは別に性的少数者でなくても、今離婚は増えている現状でありますから、別にそれは確かにいや、自分は性的少数者であるというふうに言ってみれば宣言するわけですから、それは非常にハードルが高いことであって、なかなか人数が伸びないというのは、それは当然のことです。それでもそうやって宣誓制度を認証してもらえれば、その方たちのある程度は利益が保障される、あるいはそれだけではなく、それは私が昨日一般質問でも、おとといでしたか、やった部分ではありますけれども、こういった制度ができることによって、さらに理解が進む、周知につながるといった、そういった面が大きいというふうに考えています。

以上です。

○議長（小松伸介君） 細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。

LGBTの差別解消を目的としたという法整備をとるところなのですけれども、私も差別はよくないと思っていますし、三芳町でも共生社会を推進するということの中で進んでいる中で、差別的なところはそういう共生社会の制度の中で確認していくということもあるのですが、それ以前に何かもう教育のところでもすぐこういうことは大事かなと思っていて、教育のところではどのようなことを考えていらっしゃるかお伺いいたします。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

教育はもちろん大事で、それは別に性的少数者に限らず、その先ほどの「生理の貧困」もそうですけれども、ジェンダー意識というか、やはり日本がちょっと遅れている部分もあったかなと、世界的な流れの中で。その中でようやく動き始めた。まだまだ学校の教育の分野では、その体制が整っていない、十分に学校のほうで教育が行われていないのではないかなと思われるところもありますけれども、やはりその部分は大事でありますけれども、この意見書の中ではちょっとそこまで触れる必要はないのかなと思って入れていません。

○議長（小松伸介君） よろしいでしょうか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、ないようですので、以上でLGBT（性的少数者）に関する差別解消を目的とした法整備を求める意見書（案）について終了とさせていただきます。

昼食の時間になりましたので、ここで昼食のため休憩したいと思います。

（正 午）

○議長（小松伸介君） では、時間になりましたので、再開いたします。

（午後 1時10分）

◎議会運営委員会

○議長（小松伸介君） 休憩前に続きまして、協議事項を進めさせていただきたいと思います。

続きまして、4番の報告事項ということで、議会運営委員会の報告を求めたいと思います。

議会運営委員長、菊地議員、よろしくお願いいたします。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 議会運営委員会からの報告になります。

5月19日の委員会で令和2年度分の政務活動費の確認をいたしました。結果については各委員さん皆さんにもし修正等があれば報告いったと思います。

こちらに関しましては、ホームページで近日中に公開することになりますので、公開された後は確認をしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

この確認を進めている中で、令和3年度分につきまして2点変更をお願いしたいと思いますので、これから申し上げたいと思います。

まず、1点目ですけれども、整理簿の収入の記載についてです。今は例えば三芳町よりとか、書き方がありますが、令和3年度よりは政務活動費交付金という項目名に統一をしていただきたいと思います。もう一度申し上げますと、政務活動費交付金です。

それと、2点目ですけれども、分割支払計画書ですが、前の全協でコピーを出しても出さなくてもいいという話をしましたけれども、これも統一することにしました。過年度分についてはコピーで提出をしていただくということになりましたので、この点もご承知おきいただきたいと思います。

報告事項は以上になります。

○議長（小松伸介君） ありがとうございます。

では、ただいまの報告に対して質問のある方、挙手をお願いいたします。
よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、以上で報告事項のほうを終了とさせていただきます。

◎その他

○議長（小松伸介君） それでは、5番のその他のほうに移らせていただきます。

私のほうから2点、皆様にちょっと協議をお願いしたいところなのですが、今日の資料のほうで、藤久保地域拠点施設に関して、議会の協議方法をどうするかということで会派の皆様にご意見をいただきました。これをまとめていきたいのですが、まず各会派のほうから意見のほうをいただいて、それからちょっと協議をしていきたいと思っておりますので、代表の方にはちょっと意見発表というか、していただきたいと思っております。

まず、私のほうに一番上に置いてあるのがみらいさんですので、みらいさんのほうからお願いいたします。
井田議員。

○議員（井田和宏君） 井田です。

それでは、三芳みらいより藤久保地域拠点施設整備事業に関する協議方法について、会派でまとめた点について申し上げます。

ここに書いてあるとおり、基本的には所管の範囲でそれぞれの常任委員会が行うということになりました。ただ、いろいろ所管がどうなるのかとか、曖昧な点もあると思っておりますので、まずはここにも書いてあるのですが、調整の場としての割り振りの場としての調整会議、仮称ですが、そういったものを設置をして、この調整会議は、ここには総務常任委員会、厚生文教常任委員会のそれぞれの正副委員長を中心とした調整会議と書いてありますけれども、そういったものを設置をして、どちらがこのどこの、藤久保地域拠点についての協議をどちらの常任委員会で進めるのか、割り振りをして常任委員会の中で協議を進めるということになりました。所管が曖昧なものもあると思っておりますけれども、それについては議長の諮問とすればいいのではないかという意見が出ました。うちの会派では、特別委員会という話も出たりもしましたけれども、目的や期間等なかなか難しい点があるということで、こういったことになったということでございます。
以上です。

○議長（小松伸介君） ありがとうございます。

では、続いて輝さんのほうになりますので、菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 輝からは、まず協議方法です。ここに書いてあるのですが、どれも一長一短があるということで、どこに重きを置くかによって、その方法が変わってくるのかなと思っております。

まず1つ目としては、政策検討会議というのがあろうかと思っております。こちらだとある程度自由にできるということと、提言をするということを目的とすれば一番やりやすい部分があるのかなと思っております。ただ、先生とかという部分で、予算が今ないので、そちらのほうを予算取りをする必要があるということと、その間

に関しては議会の中だけで進めていくというのもあるのですが、そういった方法としてはやりやすいのではないかと、自由度が高いのではないかと考えています。

特別委員会なのですけれども、こちらについてその目的というのを明確にしなければいけないというところで、やっぱり課題があらうかなというふうに、その意見を合わせる事が難しいかなと考えています。ただ、何かを調査することを目的とする特別委員会というのもあるのですが、これは法に基づいたことしかできないのかどうかというのは、ちょっとそれは要検討なのかな、どうなのかなというところになります。

あとは、取りあえず今ある常任委員会の中で、各それぞれの委員会で協議をして、必要に応じて合同で協議、検討するという事のほうが考えられるかなというふうに思っています。こちらで一応3案を提案をしていて、どれにするかというのが基本的には合意に基づいたところでいいのかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（小松伸介君） ありがとうございます。

続きまして、日本共産党さん、お願いいたします。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

私たちとしては、まずこれまでは総務常任委員会でやってきましたけれども、厚生文教常任委員会にまたがるものもあるので、それぞれの委員会で議論し、全協にて双方の意見を出し合い、協議し、また各委員会へ持ち帰るというやり方、それとこれまでも意見が出ているように、特別委員会を設置する案、それぞれいろいろあるのですけれども、取りあえずこの2つの案が出ました。特別委員会を設置すれば、それなりに動きやすいとは思いますが、なかなかいろいろな意見もそれぞれの議員でありますので、今、菊地議員がおっしゃったように、どう、何を目的とするのか、どこに着地点を持っていくのかという、そういった議論も必要なかなとも思います。

それと、ごめんなさい。最初の全協でのということの話なのですけれども、その後、総務常任委員会、厚生文教常任委員会、もうそれぞれで答えを出すのか、あるいはそれぞれと言うよりも、やはり両方合わせて総合的な結論を出したほうがいいと思うのですけれども、その場合、全協は決定機関ではないので、その後また何らかの対応が、次なる対応も必要になるかなとも思います。一応そういったところでの私たちの意見です。それで、特別委員会を設置する場合は、全議員の参加ということでやっていただければということです。

以上です。

○議長（小松伸介君） ありがとうございます。

では、最後に公明党のほうから、内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 公明党の意見を発表させていただきます。

藤久保地域拠点施設の検討方法ですけれども、私どもはやはり所管する総務、そして厚生文教常任委員会ということで、常任委員会での検討をやっばり第一とするということで挙げさせていただいております。やはり所管に合わせ検討していく中で、いろんな協議をしなければならぬことも出てくるのかなというふうに思いますけれども、それはちょっと3点目のところに書かせていただいております。総務常任委員会と厚生文教常任委員会が連携して協議することが必要な場合は、そういう場を設置するしかないのかなと。その

設置するについては、そのオフィシャルという形ではなくて、例えば正副委員長と正副議長で一応前話、話をさせていただき、そしてそれぞれまた常任委員会に持ち帰るだとか、あとは議長のほうから諮問をしていただくとか、協議をする場所というのが1つあれば、総務と厚生がばらばらになるということはないのかなというふうに思っています。常任委員会での検討が第一ということで挙げさせていただいております。

それから、特別委員会もという話がありましたけれども、これは本当に特別委員会を設置する場合は、目的等がちゃんと明確にならないといけないので、そこら辺は皆さんとここが目的だよというのがしっかりコンセンサスが取れるのであれば協議はしていきたいかなと思いますけれども、今のところ公明党としてはどこに目的を置いたらという考えはありません。

以上です。

○議長（小松伸介君） ありがとうございます。

全ての会派の代表の方にお話をさせていただきましたけれども、何かこの点について確認をしたいというようなことがあればお受けをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） 各会派の意見のほうは、ではそれで確認をさせていただきました。

今後この意見を基にどのように進めていくかについてちょっと協議をさせていただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

（午後 1時20分）

○議長（小松伸介君） では、再開いたします。

（午後 2時13分）

○議長（小松伸介君） 休憩中に皆様からご意見をいろいろいただきまして、政策検討会議でやってはどうかというようなお話でまとまりました。政策検討会議、座長は副議長が務めるということになっていまして、委員のほうは各常任委員会の委員長さんが主で着いて、またその常任委員会の中で代表の方で出ていただくということとなっておりますので、今、休憩中にお話しして協議したところ、議運のほうからは副委員長の内藤議員、総務常任委員会からは久保議員、厚生文教常任委員会から細田議員、広報広聴常任委員会からは本名副委員長のほうで出ていただけるということで、これで会派のバランスも取れたということで、一応このような形で進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、藤久保地域拠点の事業に関する協議方法につきましては、今申し上げたとおりで進めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、この件につきまして、ほかに何かありますか。大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、この件につきましては閉じさせていただきます。

その他、私のほうからもう一点、皆様にお手元に配付しております藤久保地域拠点施設基本計画に対す

る意見ということで、前回パブコメに合わせて各会派から意見を頂戴したいということで皆様に出していただきました。この件一つ一つ皆様から発表していただければと思いますので、その前に休憩取りますか、1時間たちましたけれども。

ちょっとでは説明もあると思いますので、ではここで1時間たちましたので、休憩を取りたいと思います。

(午後 2時15分)

○議長（小松伸介君） では、再開いたします。

(午後 2時25分)

○議長（小松伸介君） 休憩前に続きまして、その他の件でお話をさせていただきます。

藤久保地域拠点施設基本計画に対する意見ということで、各会派のほうから意見の発表をお願いしたいと思います。

まず、自分の手元にある上からちょっとやらせていただきたいと思います。

一番初めが日本共産党さんです。なので、ちょっと発表のほうをお願いいたします。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

すみません。いっぱいあるので、一応意見がかぶるところはなるべく一本化はしたのですが、ちょっと全部説明すると長くなってしまうので、適当に説明させていただいて、あとは見ていただいて、質問でお願いいたします。

まず、PFI方式、DBO方式は導入すべきではない。今までどおりの従来方式で行うべきであると。事業手法、基本計画の86ページから87ページに書いてある事業手法の分析では、細かく書いてありますけれども、結論としては従来方式で実施すべきということです。

それから、2番目として、小学校と複合施設は一緒に複合施設にするのではなく、別々の施設にすべきだということです。

それから、3番は、校舎の位置の問題です。日影であるとか、窓の向こう側に公共施設があるとかといった問題です。

それから、4番、住民の税金で購入した土地、建物は民間事業者に貸すべきではないということです。

それから、5番で、複合施設ではなく、施設は古くなった順に個々で建て替えていく、そういった計画も中に入れるべきだと。

6番として、新型コロナ感染症の状況を考えて、複合施設よりも個々の施設のほうがいいということです。

それから、7番目、管理運営は直営を基本とすべきということです。

8番目、これも校舎の位置の問題とも関わってきますけれども、校庭は広く明るく使える工夫を検討していくべきと。

9番、日照の問題や、それからその施設に入る道路の位置の問題です。近隣住民に早く説明をしていくべきということです。

それから、10番目として、PFI導入調査の定性評価においてDBO方式に最も優位性があるという結論

ですけれども、DBO方式を採用するものであれば、学校や教育部門は将来の子供たちに必要不可欠な部分であり、利益を上げる部分ではないということです。町で守らなければいけない事業、社会教育機関である公民館は、町民のコミュニティーと学ぶ・集う・広げる・還元することを実践し、三芳町らしさをつくり上げてきた施設であり、この部分も現場職員の意見を参考に直営で守っていくべきということです。

11番目として、町の財政状況、それから公債費の返還とか、それもそういった要するに借金、多額の借金をするわけですから、そのことも住民に知らせるべきであると。

12番として、スケジュールありきではなく、猪突猛進ではなく検討して行ってほしいということ。

13番として、防災の観点ですけれども、避難所でもありますから、その部分をしっかり考えて行ってほしいということです。

以上です。

○議長（小松伸介君） ありがとうございます。

続いて、公明党さんのほうから、内藤議員、お願いします。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

公明党の意見というか、パブリックコメントになると思うのですが、説明します。

まず1点目は、駐車場があんの西側の土地いっぱい駐車場ということで確保されるということなのですが、有料駐車場という形にして、もちろん施設を使った方は、スタンプを押してもらうだとか、いろんなことをやっていただいて無料にはできるのですけれども、この地域の方々が誰でも使えるような有料駐車場にしたらどうかというのでご提案させていただきました。

また、駐車場だけではなくて、例えば2階、3階ぐらいにして、民間施設の誘致をするだとか、そういうことも考えられないのかということで、有効利用ということで書かせていただきました。

2番目は、今度は東側の隣接住宅なのですが、やはり駐車場の入り口があったりとかということなので、やっぱり交通安全対策は十分に行っていただきたいということで書かせていただいております。

3番目に、テラスが計画の中にあるのですけれども、ここは空きスペースをしっかり利用して、できる限りその場でテーブルを置いていただいて、学習やら、もしかしたら軽食を取りながら、本を読んだり、勉強できたりするスペースがあればいいなということで、スペースの確保をすることということで書かせていただきました。

4番目は、広場がまた計画されておりますけれども、その広場の使い方ということで、動物が同伴でも入っていけるような公園にしていきたいということで、なかなか公園では動物同伴というのができないので、そういうのも考えていただきたいというのを書かせていただいております。

もう一つは、未就学児が遊べるようなフリースペースも確保していただきたいということで書かせていただきました。

あと、5番目に、これはやるのかなと思ったのですが、雨水の有効利用です。有効利用できる施設にしていきたいということで、基本計画を見ながら、図面を見ながらこういうものが今後あったらいいなということで、パブリックコメントという形で書かせていただいております。

以上です。

○議長（小松伸介君） ありがとうございます。

続きまして、みらいさんのほうから、井田議員、お願いいたします。

○議員（井田和宏君） 井田です。

藤久保地域拠点施設基本計画に対する意見ということで、5点挙げさせていただきました。

1つ目は、複合化をすることにより、住民にどのようなメリットがあるのか、今現在と何が変わるのか。もちろんこれについては書いてあるのだと思うのですが、具体的にもうちょっと示してほしいということでもあります。

あと、校舎については、仮設を建てないということでもありますけれども、学童保育室については、仮設を建てるのかどうなのか、記載されていないのは、この辺どうなのか、確認をしたいということ。

あとは、建設をしている間は防災機能が止まってしまうことが考えられます。自然災害は待ってられませんので、そういった場合の防災倉庫、災害井戸等はどうするのかということが3点目。

4点目が、この事業に対する予算の限度額、あとは資金返済計画をこの基本計画の中にしっかりと明示すべきということでございます。

最後は、要求水準書を今後つくると思うのですが、その前には必ず事前に議会に開示と説明を求めるとことでございます。

以上でございます。

○議長（小松伸介君） ありがとうございます。

では、最後に輝さんのほうから、鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 私たち輝からです。

まず1点目、すみません。これについては基本計画に盛り込め、記載しろというものではないのですが、基本計画策定後で構わない意見ということで、一般財源の確保について、この案の中では現実的ではないというのは、これは要は実施までに到底それなりの額はたまるはずはないという意味です。の基金の運用、それとか後世に負担を先送りする全額借入れという方法しか記載されていないと。具体的な財源の見通し、事業費がどのくらいか、詳細なものが出た際には、そのこともしっかりと住民に周知して、財源をただ単に先送りするような形であったり、あまりにも過度の後年の町政に負担を与え、ほかの事業が何もできなくなるような状況の場合は、基金の積立てなどをしっかりと、事業施行時期の延期も検討するべきという意見を述べさせてもらいました。

2点目のほうなのですが、これは基本計画は当然基本構想、また以前からこの複合化について住民への説明、これを基として行われているのですが、その際からずっと複合化のメリットとして、延べ床面積縮減、また壁とか屋根が減ることによる建設費や維持管理費の削減といったものが記載されておりました。残念ながらこういった建設費や維持管理費の削減ということがしっかり載っておりませんし、延べ床面積というのは対象施設で考えた場合、増えております。ですから、この基本計画において延べ床面積が増えてしまったことの原因、これは住民要望、またコロナ等の感染症の対策でスペースを広く取ることとおっしゃっていましたが、そのことと、②のほうで官民連携手法採用のメリット、これは載っております。どのくらいのVFMがあるかというのは出ておりますけれども、当初からうたっていた施設の複合化による財政メリットの記載と、この2点を基本計画に載せないと、今までの町の姿勢がぶれてしまいませぬかという意味で、必須ではないかという問いかけのほうをこの意見という形で載せさせていただきました。

以上です。

○議長（小松伸介君） ありがとうございます。

今の4会派からの意見を確認をさせていただきましたけれども、この点について何か聞きたいとか、確認したいということがあればお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） これまず議長にお聞きしたい。

これは、たしか各会派で出たもの、これはそのまま執行部に議会からの意見という形で投げるのでしたっけ。というか、会派からの意見という形で投げるようになりますか。

○議長（小松伸介君） 一応会派から出していただいたもの、ちょっとお諮り、お諮りというか、お聞きしようかなとは思っていたのですが、前回鈴木議員からは一本化できるものは一本化してというようなお話もありましたので、そこが出てみないと分からないというところもありましたので、ちょっと確認をさせていただきましたのですが、そこら辺を各会派の意見として出すのか、一本化するところがあるのかというところをちょっと確認をしていきたいなどは個人的には思っていたのですが、ただ内容としてまとまるものがどうなのかなというところがあるので。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

まとめるのは難しいので、それぞれの会派からと思いますけれども、あえてまとめるとすれば、その費用の面です。資金の返済計画の部分とか、それから複合化のメリット、その部分が結構各会派から出されていたかなというふうに思うのですが、

○議長（小松伸介君） ただいま本名議員からは複合化のメリットや資金面で一致できる部分があれば、一本化できれば出したほうがいいのではないかなというようにご意見でしたけれども。

暫時休憩いたします。

（午後 2時38分）

○議長（小松伸介君） では、再開いたします。

（午後 2時42分）

○議長（小松伸介君） 休憩中に皆様からご意見を頂戴いたしまして、先ほど本名議員からは一本化できる部分はあるのではないかなというようにお話もありましたけれども、各会派からの意見をそのまま出すということでまとめさせていただきましたので、これはそのまま担当課のほうにはお渡しをさせていただこうかなというふうに思います。

個人で意見を出されるという可能性もあるわけなので、そこは皆さんの意見がここに入っているという認識で、個人でのパブリックコメントへのほうは控えていただくということで皆さんで共通認識でお願いしたいと思います。

そのほかこの件に関しまして、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、藤久保地域拠点施設基本計画に対する意見については、以上のような形で進めさせていただきたいと思います。

その他に関しては、私のほうからは以上なのですが、皆様のほうから何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） 大丈夫でしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、事務局のほうは。
局長。

○事務局長（郡司道行君） 事務局のほうから2点ございます。

1点目については、先日決めていただきました議員互助会費の関係で、先月もちょっとお話はさせていただいたのですが、今月15日の火曜日から1週間、22日の火曜日までの間に年間分2万4,000円になりますが、事務局のほうにご持参いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それと、あと本日終了後なのですが、委員会室におきまして、委員会ごとに集合写真撮りますので、6階の委員会室のほうにお集まりいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小松伸介君） ただいまの事務局からの報告に対して何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、ないようですので、その他のほうも閉じさせていただきます。

以上で本日の全員協議会を終了とさせていただきます。

マイクを事務局にお返しいたします。

◎閉会の宣告

○事務局長（郡司道行君） 大変お疲れさまでした。

閉会につきましては、山口副議長、よろしく願いいたします。

○副議長（山口正史君） まだ議会中なのですが、お忙しいところ大変ありがとうございました。

おかげさまで藤久保に関しては一応全員の合意が取れまして、これから進めていく形になるかと思えます。

また、パブリックコメントに関しても、各会派ごとということをお願いしたいと思いますので、よろしく願いします。

藤久保に関してのこれからの進め方というのは、まだ協議も何もしていないのです。これから重要な問題だと思いますので、慎重に協議を進めていきたいと思いますので、ご協力のほうをよろしく願いいたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

（午後 2時45分）